

建産連 ニュース

'19/4
No. 160



「写真提供：埼玉県企業局地域整備課」

建産連ニュース・目 次

表 紙 写 真

県内プロジェクト紹介②- 吉見ゴルフ場クラブハウスの大規模リニューアルの完成写真

◆卷頭言

平成から新たな時代へ～建設業の視点から～	2
----------------------	---

◆行政情報

1. 平成31年度の埼玉県予算の概要について	3
2. 「暑さ対策省エネ設備等導入支援について」～事業活動における省エネルギー対策の推進について～	9
3. 建設業における労働災害防止の徹底について	13

◆県内プロジェクト紹介

1. 熊谷スポーツ文化公園 おもてなし向上の取組について	17
2. 吉見ゴルフ場クラブハウスの大規模リニューアルについて	21

◆告知板

1. 建築基準法関係法令の改正について	23
2. 働き方改革関連法の施行について	27
3. 日本建築防災協会理事長賞・耐震改修貢献者賞を受賞して	30

◆担い手確保・育成コーナー

1. 第19回卒業設計コンクール展	32
2. ワンポイント講座（総合評価方式）	33
3. ワンポイント講座（工事検査）	35
4. 講習会のご案内	37

◆県内経済の動き

1. 県内の公共工事等の動き	38
----------------	----

◆会員だより

1. 会員からのお知らせ	40
2. 連合会日誌	40

◆編集後記

.....	41
-------	----

巻頭言

平成から新たな時代へ ～建設業の視点から～



一般社団法人埼玉県建設業協会会長
星野博之

本年5月1日に日本が新たな時代に移る節目を前に、建設業の視点から「平成」を振り返るとともに、次の時代を展望したい。

バブル経済絶頂期の中で迎えた平成元年は、日本中が空前の好景気に沸いていたが、平成3年のバブル崩壊後、後に「失われた20年」と呼ばれる景気後退期に入り、国内の建設投資額も平成4年度の約84兆円から減少に転じることとなった。

投資額の減少は、平成13年の小泉内閣の歳出削減策によって加速し、平成21年に「コンクリートから人へ」をスローガンに発足した民主党政権で拍車がかかった結果、平成22年度にはピーク時の49%にも満たない約41兆円まで落ち込んだ。

工事量の減少と公共調達改革による一般競争入札の導入・拡大により受注競争が激化し、建設企業の収益は著しく悪化したのである。

こうした建設冬の時代も、平成24年の自民党政権復帰による公共事業費の下げ止まり、リーマンショック後の景気回復による民間建設投資の拡大などにより転機を迎える。

さらに、平成26年に施行された改正品確法に「受注者の適正な利潤の確保」が明記され、公共工事設計労務単価や最低制限価格が数度にわたって引き上げられることなどにより、業績は改善傾向となる。

こうした背景には、建設業存続への危機感があったと考えられる。「東日本大震災」を始め全国で相次いだ大規模災害時における建設業の献身的復旧活動や、平成24年の「中央自動車道篠子トンネル天井板落下事故」を契機とした老朽化対策の必要性の顕在化などにより、建設業の重要性に対する国民の認識は、近年大きく向上している一方で、少子高齢化に伴う将来の担い手不足が深刻化してきたのが要因である。

ここで「平成」以降に目を向けてみたい。2019年度には、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」が本格化し、公共事業費が大幅な増額となった。また、平成24年から始まった景気の拡大局面も継続しており、2025年の大阪万博開催が決定したことなどから、民間建設投資は引き続き堅調に推移し、建設業界への強い追い風となるものと予想される。

このうち「3か年緊急対策」は2020年度までの予定であるが、「国土強靭化」は一朝一夕に成し遂げられるものではなく、2021年度以降も着実な取り組みを期待するものである。いずれにせよ建設業界は、この間に経営基盤を強化することが重要である。

加えて、改正労働基準法に基づく時間外労働の罰則付き上限規制の適用まで5年を切り、長時間労働のは正などの「働き方改革」に一層本腰を入れるべき時期でもある。

工事量が増加する中で「働き方改革」を進めることは容易ではないが、これを実現しなければ将来の担い手である若者は確保できない。業界の存続を意識し、強い危機感を持って対応していくなければならない。

そのためには、公共・民間を問わず、工事発注者に適正な価格と工期での契約、適切な設計変更、施工時期の標準化などをお願いするとともに、ICT施工を始めとする生産性の向上に業界一丸となって全力で取り組む必要がある。

「平成」に続く新たな時代においても、建設業が社会に役立つ産業であり続けられるよう、関係の皆様の変わらぬご理解・ご支援を切にお願いし、我々もまた決意を新たにしているところである。

平成31年度の埼玉県予算の概要について

一般社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

「平成」が幕を閉じ、新たな時代を迎えようとしている。この30年の間、人口構造は大きく変化した。日本の生産年齢人口は平成7年をピークに1千万人以上も減少し、平均寿命は5年以上伸びる一方、合計特殊出生率は1.5を下回り、高齢化率は倍以上に上昇した。また、バブル経済やリーマンショックに端を発した世界同時不況などの経済危機や、阪神・淡路大震災や東日本大震災をはじめとする巨大災害など、たびたび厳しい試練にもさらされた。

こうした変化や経験を踏まえ、将来の課題を見極めてその解決に挑み、持続可能で活力あふれる埼玉県の新時代を築いていく。

人生100年時代の到来を見据え、誰もが輝く人生を送れる社会を築くとともに、A.I.やI.O.T.、ロボットなどの技術を活用し、様々な分野で生産性を高めていく。また、いよいよ開催を迎えるラグビーワールドカップ等を契機に埼玉県の魅力をさらに高めていく。

埼玉県の平成31年度当初予算は、こうした基本的な考えに立ち、「新時代へのチャレンジ予算」として「輝け100年人生」、「スマート社会の実現」、「魅力的で持続可能な埼玉」を最優先に取り組むこととし、財源を重点的に配分して編成している。

平成31年度当初予算は、一般会計1兆8,884億6,000万円で対前年度比1.2%

増の過去2番目に大きな規模となっている。特別会計と企業会計も合わせた全会計の合計は3兆4,789億882万9,000円で同2.5%増となった。

投資的経費は1,578億円で対前年度比0.4億円の増になった。熊谷ラグビー場改修工事の完了などによる減がある一方、公共事業費が増えている。

公共事業費は930億円で、前年度比3.1億円(3.4%)の増。また、国の補正予算に迅速に対応して、30年度2月補正予算で99億2,454万円の大型補正予算を組み、防災・減災・国土強靭化を図ることとしている。13か月予算の総額1,029億1,167万円として切れ目ない公共事業の実施を打ち出している。

以下、部局別に建設関連の主な事業を紹介する。

【県土整備部】

県土整備部の31年度予算は一般会計930億5,533万7,000円で、対前年度比3.1%増となった。このほか用地事業特別会計として12億9,757万5,000円を計上している。公共事業の予算額は839億6,196万7,000円で対前年度比3.5%の増。

新規の主要事業では、「県市連携による浸水対策事業」に6億9,000万円。三郷市との共同事業として、既存の大場川下流排水機場のボ

ンプ設備を1基増強。排水能力を約1.8倍に向上させることで、大雨時に大場川の水位を低下させる。

31年度前半に設計を委託し、後半から施工に入るスケジュールを想定。工事は3カ年で行う。

また、春日部駅周辺を対象とした「鉄道高架で踏切ゼロ!の推進事業」に4億9,395万円。東武伊勢崎線・野田線の春日部駅付近の約2.9kmを高架化し、10カ所の踏切をなくす。用地測量を発注するほか、本体の実施設計は東武鉄道に委託して進める。

「ビッグデータの活用推進事業」(800万円)は熊谷市、東松山市、日高市、上里町、川島町など10市町と連携して行う。県土整備部が業務委託してビッグデータ分析と危険箇所の抽出などを行い、10市町に提供。各自治体でそれぞれの危険箇所に応じた内容の交通安全対策を講じる。

「威力倍増!幹線道路ネットワークの整備事業」(82億8,253万円)では、国や民間からの借入金を活用する有料道路事業(事業主体=県道路公社)を県道越谷流山線に導入。三郷流山橋(仮称)を早期に完成させる。また国道140号では約2kmと県内最大規模となる大滝トンネルで、用地買収のほか、本体工事に向けて出入り口付近で一部工事に着手する。

【都市整備部】

都市整備部の31年度予算は一般会計226億1,692万7,000円で、対前年度比7.5%減。このほか県営住宅事業特別会計が128億3,006万4,000円で対前年度比0.8%増となっている。公共事業予算は13億4,842万4,000円で対前年度比16.2%減。

新規事業は「県営公園魅力アップ事業」(4億8,012万円)として、こども動物自然公園(東松山市)が32年に開園40周年となることを踏まえ、キリン舎を、現行の約360m²から800m²(飼育舎400m²+屋内展示400m²)に一新する。32年度の本体工事に向けて、設計と基盤整備工事を進める。

また、「ラグビーワールドカップのレガシー創出事業」(6億497万円)として、熊谷ラグビー場のBグラウンドで得点板を更新。さらに観客席がないCグラウンドに階段ベンチを設置する。

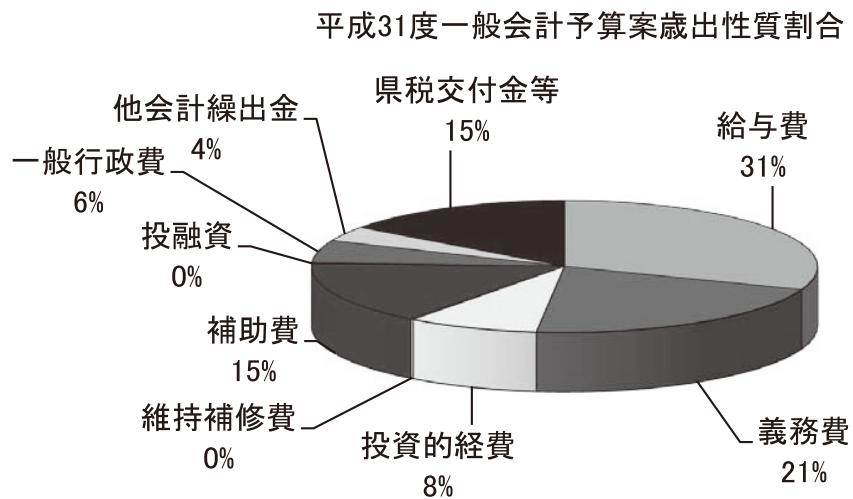
「まち並み景観形成の加速化事業」(1,420万円)は、まち並み景観づくりに積極的に取り組んでいる市町村から「モデル区間」を選定し、計画策定費や建物の外観修景整備費を支援する。

「高齢者単身者モデル住宅の供給事業」(1,344万円)は、人生100年時代に対応する新たな高齢単身向けのモデル住宅を供給するため、既存の県営住宅にカフェや市民農園を整備

(単位:千円、%)

区分	平成31年度		平成30年度		比較増減	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	伸び率
給与費	578,399,809	30.7	580,842,069	31.2	-2,442,260	-0.4
義務務費	395,813,039	21.0	388,533,399	20.8	7,279,640	1.9
投資的経費	157,753,450	8.4	157,716,120	8.4	37,330	0
維持補修費	3,630,675	0.2	3,411,220	0.2	219,455	6.4
補助費	288,070,765	15.2	271,413,031	14.5	16,657,734	6.1
投融資	3,971,099	0.2	2,177,010	0.1	1,794,089	82.4
一般行政費	103,908,674	5.5	94,736,473	5.1	9,172,201	9.7
他会計繰出金	69,123,466	3.6	73,451,057	3.9	-4,327,591	-5.9
県税交付金等	281,023,000	14.9	282,708,000	15.2	-1,685,000	-0.6
合計	1,888,460,000	100.0	1,865,760,000	100.0	22,700,000	1.2

※合計額、構成比の合計には、積立金と予備費が入っています。



し、高齢者が交流する機会づくりを試行するほか、住戸や共用スペースの設計方針の検討を行う。

計画的に進めている「住まいのセーフティネット・県営住宅の整備事業」(26億2,407万円)は、新規着手として▽入間霞川団地(5期)▽加須北小浜団地(1期)▽本庄小島団地(集会所・外構整備)――を選定。設計業務を委託する。本体工事の発注は熊谷玉井団地(5期)、久喜青葉団地(3期)で計画している。

【企業局】

企業局が主要事業として位置付けている「吉見浄水場拡張関連整備事業」は、I期事業として高倉中継ポンプ所増設工事を実施(3億5,756万円)。30年度から開始したII期事業(9億1,088万円)は東松山第二幹線整備で路線測量、地質調査、送水管布設工事を実施する。

新規に着手する「柿木浄水場耐震化事業」(7,811万円)は、震災時でも工業用水の安定供給を確保するため、1系5号薬品沈でん池の耐震補強工事を実施する。設計対象は着水井、1系取水泵ポンプ井、1系配水池としている。全体事業期間は2024年度までとし、総事業費は約17億円。

「水道施設耐震化事業」(11億4,051万

円)の工事箇所は▽大久保浄水場=薬品沈でん池、汚泥調整池など▽庄和浄水場=着水井、浄水池▽行田浄水場=薬品沈でん池、ろ過池など▽吉見浄水場=濃縮槽など▽中継ポンプ所=受水槽(笠久保)

このほか、大久保浄水場の分水井、庄和浄水場の汚水池・汚泥池の設計業務を実施する。

上田知事がとりわけ力を入れている「新たな産業団地の整備事業」(122億3,458万円)は、新規で①寄居桜沢地区②富士見上南畠地区③鴻巣箕田地区④羽生上岩瀬地区――に着手する。合計5.6ha規模となる。早期整備の方針を掲げており、2022年度までの3カ年で完了する。31年度は実施設計、環境調査、開発協議、用地買収のほか、仮設道路工事を予定している。

【下水道局】

「下水道施設の老朽化対策の推進事業」(105億2,870万円)は、1月に策定したストックマネジメント計画に基づき計画的に実施する。31年度の大型工事として▽荒川水循環センター(戸田市)の汚泥焼却炉設備改築▽新河岸川水循環センター(和光市)の汚泥搬送設備の改築▽中川水循環センター(三郷市)の特高受変電設備改築――を計画している。

「下水道施設の災害対策の推進事業」は、耐震化27億2, 600万円と浸水対策2億4, 800万円に大別される。

耐震化工事では新河岸川北幹線（川越市）の圧送管二条化を実施。また元荒川水循環センター（桶川市）で処理場の水処理流出渠耐震化、三崎中継ポンプ場（さいたま市）の耐震化を実施する。

浸水対策は砂川堀雨水幹線（富士見市）の堤防嵩上げ付帯工事、新河岸川水循環センター（和光市）の処理場周囲堤工事を実施する。

「下水道事業における高度処理化率100%の実施事業」（9億7, 251万円）は、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年までに、東京湾関連の水循環センターの水処理施設全34系列において高度処理化率100%とし、水質を向上させる。

「下水道事業の広域的な連携の取組事業」（7, 725万円）では、単独公共下水道から発生する脱水汚泥を、流域下水道の水循環センターで共同処理する。対象は30年度に引き続東松山市、羽生市、坂戸・鶴ヶ島下水道組合の3団体。農業集落排水施設の公共下水道への接続は深谷市が対象。接続に向けた流域下水道管渠の設計を行う。

【企画財政部】

「地籍調査事業の促進」に2億211万円を予算化。内訳は、地籍調査を実施する16市町村に対する補助として2億110万円と、未実施市町の準備に要する経費を県が支援する地籍調査準備支援事業に101万円となっている。

「駅ホームの転落防止対策の促進」は3億8, 299万円で、ホームドアの整備費用の一部を負担する市町村に対して補助する。対象駅は▽JR京浜東北線=川口駅、西川口駅、蕨駅▽東武伊勢崎線=新越谷駅、北越谷駅▽東武東上線=朝霞駅、志木駅▽西武新宿線・池袋線=所沢駅。また内方線付き点状ブロックの整備費用を一部負担する市町村に対して補助を行う。対象は秩父鉄道の熊谷駅ほか4駅。

このほか、「県有施設への公衆Wi-Fi整備の促進」（2, 898万円）として、県内13か所の地方庁舎・合同庁舎、嵐山郷等に公衆Wi-Fiを整備する。

【総務部】

「県有施設における地球温暖化対策の推進」（10億7, 236万円）として、エコオフィス化改修、エコトイレ改修、再生可能エネルギー導入を実施する。

特別会計（建設関連）

（単位：千円、%）

会計名	平成31年度	平成30年度	比較増減	伸び率
用 地 事 業	1,297,575	1,664,279	△ 366,704	-22
県 営 住 宅 事 業	12,830,064	12,733,960	96,104	0.8

公営企業会計（建設関連）

（単位：千円、%）

会計名	平成31年度	平成30年度	比較増減	伸び率
病院事業	70,788,224	65,672,455	5,115,769	7.8
工業用水道事業	3,090,961	2,668,457	422,504	15.8
水道用水供給事業	75,454,972	82,092,566	△ 6,637,594	-8.1
地域整備事業	28,142,822	17,692,433	10,450,389	59.1
流域下水道事業	85,000,382	81,858,532	3,141,850	3.8

また、施設の長寿命化を図る「ファシリティマネジメントの推進」（220万円）として、定期的な長期保全計画の見直しや施設保全計画システムの更新を進める。

【県民生活部】

「ラグビーワールドカップ2019大会の開催」（9億8,576万円）、「東京2020オリンピック・パラリンピックの開催準備」（3億2,150万円）のほか、懸案となっている「スポーツ医・科学拠点施設・屋内50m水泳場の設置検討」（2,783万円）を予算化し、実施計画の策定と事業手法の調査・検討を進める。

【環境部】

「住宅の創エネ・省エネ化の推進」（1億5,309万円）として、既存住宅への家庭用燃料電池（エネファーム）や住宅用蓄電池の導入に対する補助や、ゼロエネルギーハウスの普及促進、中小工務店を担い手とした住宅の創エネ・省エネ化などを進める。

また、「合併処理浄化槽への転換促進」（5億4,009万円）として、新規に合併処理浄化槽への転換が困難な世帯等に対する上乗せ補助を実施する。

【産業労働部】

「農大跡地等の活用の推進」（43億655万円）として、農大跡地に先端産業・次世代産業等の成長産業を集積して、A I・I O Tなどの先端技術の活用を促進して超スマート社会を実現する。31年度は土地区画整理事業（造成工事、公園・緑地整備等）、環境影響評価（事後調査）を実施する。

また、周辺地域でドローンや自動運転などの近未来技術の開発を支援する実証フィールドを整備する。

さらに、鶴ヶ島J C T周辺13市町のスマート社会化的促進に向けて▽L P W Aを活用したI O T化の促進▽A I技術等の利用環境整備▽A I・I O T人材の育成▽地域経済牽引事業者へのA I・I O T等導入支援――を実施する。

【農林部】

「治山対策の推進事業」（5億7,700万円）として、32カ所の山腹崩壊地や荒廃渓流等に治山施設を設置する。また、「森林管理道整備事業」（7億9,900万円）として、63カ所の森林管理道の開設、改良、舗装を実施する。

款 別	埼玉県31年度当初予算案の内訳				(単位:千円、%)	
	平成31年度 予算額	構成比	平成30年度 予算額	構成比	比較 増減額	伸び率
議 会 費	3,248,389	0.2	3,214,266	0.2	34,123	1.1
総 務 費	95,601,145	5.1	87,519,944	4.7	8,081,201	9.2
民 生 費	364,930,012	19.3	345,343,659	18.5	19,586,353	5.7
衛 生 費	61,546,050	3.3	62,805,827	3.4	△ 1,259,777	-2.0
労 働 費	5,664,269	0.3	6,074,958	0.3	△ 410,689	-6.8
農 林 水 産 業 費	23,590,768	1.2	23,437,726	1.3	153,042	0.7
商 工 費	18,946,269	1.0	25,056,223	1.3	△ 6,109,954	-24.4
土 木 費	115,662,214	6.1	114,723,377	6.1	938,837	0.8
警 察 費	151,533,973	8.0	150,396,249	8.1	1,137,724	0.8
教 育 費	492,836,030	26.1	489,338,615	26.2	3,497,415	0.7
災 害 復 旧 費	20,940	0.0	24,452	0.0	△ 3,512	-14.4
公 債 費	280,958,085	14.9	279,949,393	15.0	1,008,692	0.4
諸 支 出 金	273,421,856	14.5	277,375,311	14.9	△ 3,953,455	-1.4
予 備 費	500,000	0.0	500,000	0.0	0	0.0
合 計	1,888,460,000	100.0	1,865,760,000	100.0	22,700,000	1.2

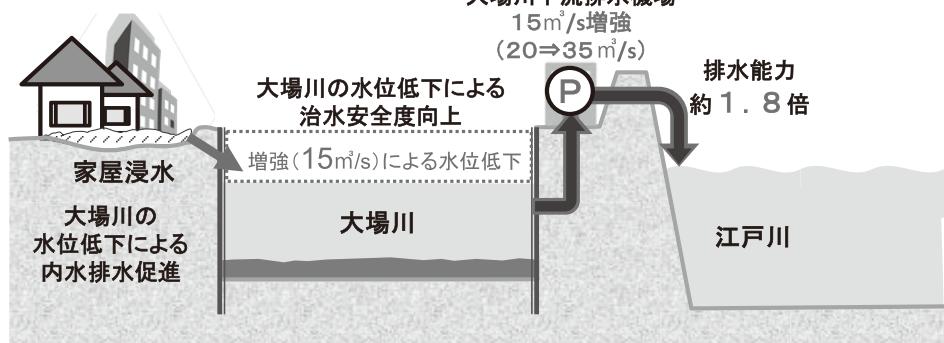
【教育局】

「特別支援学校整備事業」（16億3,829万円）では、戸田翔陽高校敷地内に設置する知的障害の生徒を対象とした県南部地域特別支援学校（仮称）の工事を実施する。

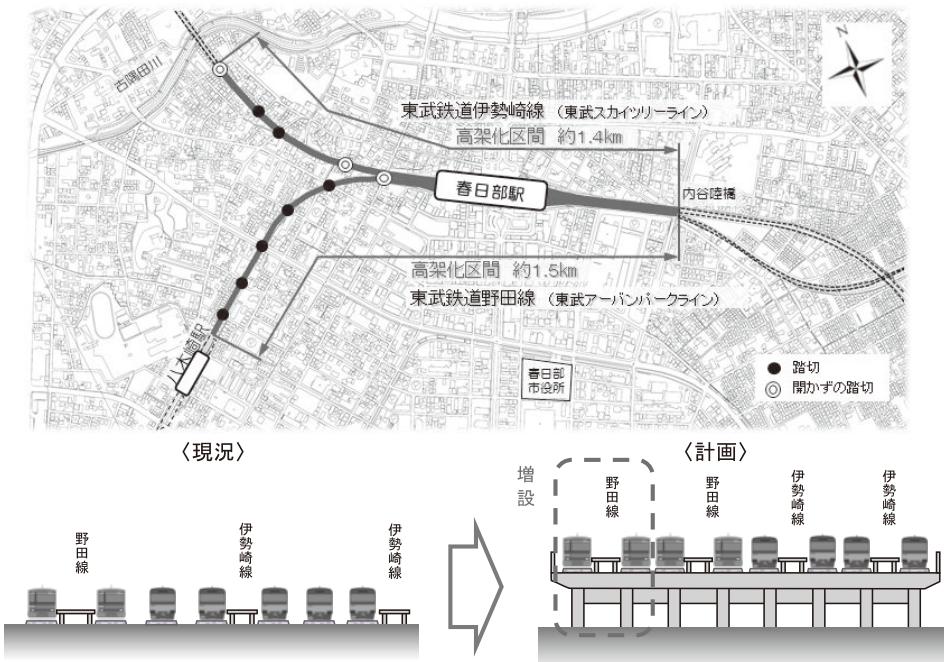
また、旧岩槻特別支援学校の跡地を活用した特別支援学校と松伏高校内に設置する越谷西特別支援学校分校の設計を実施する。

「県立高校トイレ改修加速化事業」（16億8,757万円）では、2024年度までに、県立高校の普通教室のトイレの洋式化率100%を目指し、設計を13校13棟、工事を22校22棟で実施する。

大場川下流排水機場の整備イメージ



春日部駅付近高架化の計画図



【参考：「平成31年度当初予算案の概要」（埼玉県）】

「暑さ対策省エネ設備等導入支援について」 ～事業活動における省エネルギー対策の推進について～

埼玉県環境部 溫暖化対策課

埼玉県では、中小企業等の事業活動における省エネルギー対策として1～5のような支援メニューを御用意しています。会員各位の事業所はもとより、お客様で対策を検討されている方に御活用いただきたいと思います。

1. 暑さ対策への補助金（新規）

「空調をフル回転させても涼しくない（暖かくない）」、「夏場（冬場）になると電気料金が異常に高くなる」に思い当たったら、建物の断熱・遮熱対策に目を向けてみませんか。

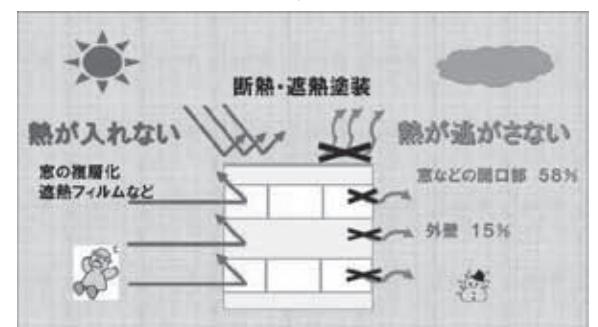
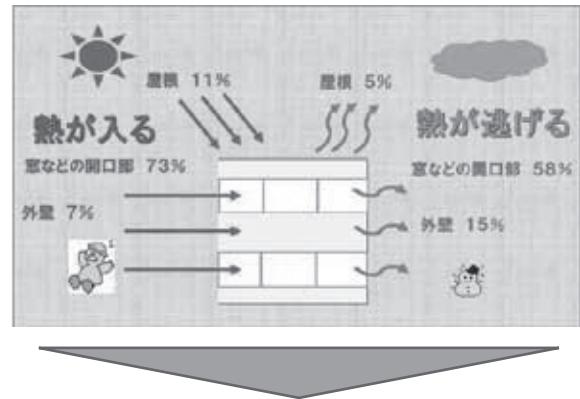
エアコンをフル回転させても、外から熱が入ってしまっては、無駄なエネルギー（コスト）が生じます。一方で建物に入ってくる熱を断てば、コスト削減と快適性を両立させて、さらに、建物からの排熱も抑えて、街の暑さ対策にもなります。

そこで、埼玉県では、今年度から新たに猛暑に対する備えとして、中小企業等の暑さ対策とCO₂排出量削減とを両立させる窓や屋根・外壁への断熱・遮熱対策への補助制度をスタートしました。

暑さ対策は、簡単なリフォームで対応できるものから大規模なリノベーション工事が必要なもの、工場と事務所や老人保健施設など建物の用途、また、構造・方角などで対策方法が異なりますので、詳しくは専門家にご相談の上、対策を御検討ください。

補助制度の概要は次の通りになります。

補助対象事業者	民間事業者（県内で事業活動を営む法人及び個人事業主、ただし、会社にあっては中小企業に限る）
補助の対象設備	断熱・遮熱及び省エネに資する窓、外壁、屋根対策 例）後付けサッシ、複層ガラス、遮熱フィルム、Low-Eガラス、断熱・遮熱塗装等
補助率	補助対象経費の1／3以内（国庫補助併用可、国庫補助額を除いた金額の1／4）
補助限度額	3,000千円
募集期間	5月7日（火）～6月7日（金）（予定）
採択スキーム	交付申請→審査会→交付決定 審査対象は、暑さ対策効果とCO ₂ 削減量など



2. CO₂排出削減設備導入補助金

蛍光灯をLEDに、空調を高効率なものへのリプレイスといったCO₂排出量の削減に資する設備を導入する場合に費用の一部を補助しています。後述する環境みらい資金との併用も可能です。

CO₂排出量の削減対策は、エネルギーコストの削減のほか思わぬ効果もあるようです。（詳しくは県HPでご確認ください。）

補助制度の概要は次の通りになります。



太陽光発電設備

補助対象事業者 民間事業者（県内で事業活動を営む法人及び個人事業主、ただし、会社にあっては中小企業に限る）

補助の対象設備 CO₂排出量削減に資する設備

例) LED、高効率空調、太陽光発電、ボイラの燃転等

補助率 省エネ設備導入：1／3以内

ESCO事業：1／4以内

補助限度額 大規模事業所：20,000千円

それ以外5,000千円（ただしESCO事業は10,000千円）

募集期間 5月7日（火）～6月7日（金）（予定）

採択スキーム 交付申請 ⇒ 審査会 ⇒ 交付決定

審査対象は、CO₂削減量や費用対効果※

※補助金申請額：（導入設備による年間CO₂排出削減予測量×導入設備の法定耐用年数）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/co2sakugenshien2019.html>

導入した事業所様の実例

- ・ 蛍光灯450台をLED370台にリプレイス <事務所兼倉庫>



<削減効果>

導入前	63,621 kWh／年
導入後	21,135 kWh／年
削減量	42,486 kWh／年

※1 kWh=20円で計算すると年間約85万円の削減

- ・ 空調（室内機10台室外機4台を高効率機種にリプレイス）<店舗>

<削減効果>

導入前	18,009 kWh／年
導入後	10,396 kWh／年
削減量	7,613 kWh／年



※1 kWh=20円で計算すると年間約15万円の削減



3. 環境みらい資金

CO₂排出削減対策に投資する場合に低金利でかつ長期固定の制度融資があります。

貸付対象設備 高効率化空調・照明等、

環境省が定める基準を満たす低炭素機器（産業用機械（工作機械））

貸付限度額 1億5千万円

貸付利率 0.3% (0.01%) ※括弧内は埼玉県信用保証協会の保証付きの場合

貸付期間 10年または7年以内

貸付相談先 県内の金融機関

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/miraishikin/index.html>



導入した事業所様の実例

<削減効果>

導入前	41,625 kWh／年
導入後	9,000 kWh／年
削減量	32,625 kWh／年



※1 kWh=20円で計算すると年間約65万円の削減

- 生産効率を向上できるとして、中小企業等経営強化法による「経営力向上計画」の認定を受けたことで税制優遇を受けられた。
- 加工時間が短縮したことで電気代削減と残業も削減。また、短期受注も可能になった。

4. 省エネ診断

経営力向上につながる省エネ投資を提案します。エネルギー・マネジメント事業者（県登録）や省エネナビゲーター（県委嘱診断員）が事業所を訪問・診断のうえ、現状のエネルギー使用についての問題点等の「気付き」から、使用量の把握（見える化）のみならず、設備更新による削減効果などを具体的に提案します。診断にあたっての費用は無料です。

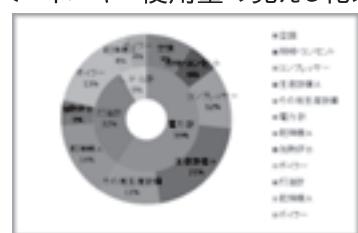


<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/tyusyo-sindan.html>

(例) <更新設備提案>

投資提案 設備	削減値		設備 投資額 (千円)	投資 回収年 (年)
	削減量 (kWh／年)	削減金額 (千円／年)		
照明設備	81,708	1,965	12,000	6.1
空調設備	14,807	294	2,120	7.2

<エネルギー使用量の見える化>



5. 埼玉県エコアップ認証

環境マネジメントに取り組み、かつ、CO₂削減及び廃棄物の排出抑制等環境負荷低減に優れた取組をしている中小企業を県が認証する制度です。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/ecoup-h22.html>



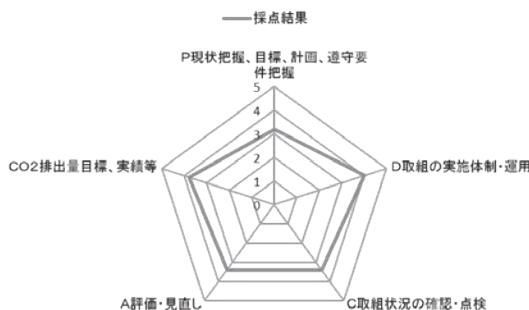
<メリット>

- ・建設工事の総合評価方式や物品等競争入札参加資格で加点
- ・管理レベル、分析力の向上
- ・活動主体の展開（全員参加、組織化、情報共有）
- ・PDCAスキームの実効性アップ
- ・無料



<認証事業所取組状況自己診断チェックシート>

エコアップ活動取組状況(PDCA)



環境負荷低減活動とCO₂削減対策を点数で評価して認証します。

自己診断チェックシートで活動の見える化も図れます。

認証にあたっての費用はかかるないところから、費用面や人的な面でISO14001などの第三者認証機関の認証を取得することが困難な中小企業にも向いています。

認証期間は3年で、毎年報告書の提出が必要です。

エネルギーコストの削減は些細な取組みかもしれません、認証を取得されている事業所は、6年間で平均16.9%

のエネルギーコストカット(CO₂排出量削減)を実現しています。

<問合せ>

埼玉県環境部温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当

(電話) 048-830-3021 (FAX) 048-830-4777

(県HP) <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/sme-esco.html>

建設業における労働災害防止の徹底について

埼玉労働局労働基準部 健康安全課

1 埼玉労働局管内の建設業における平成30年の労働災害の発生状況について

平成30年1月1日から同年12月31日までの休業4日以上の死傷者数は、平成31年2月段階では確定しておらず、同年1月31日現在のデータで604名となっております。

平成29年の1年間の死傷者数の確定値は657名でしたが、平成30年1月31日段階のデータでは612名でしたので、同時期における比較では、平成30年の死傷者数は平成29年のそれを下回っています。

この604名の内、死亡者は12名と、平成29年の死亡者の13名より1名減りましたが、平成28年の死亡者が6名でしたので、それに比べると倍増しております。

事故の型別に見ると、12名の死亡者の内、3分の2に及ぶ8名が墜落・転落によるものであり、さらに、604名の死傷者数全体でも墜落・転落によるものが192名と全体の31.8%に達している等、平成30年も依然として墜落・転落が最も多くなっておりますので、建設業の労働災害を撲滅するためには、墜落・転落への対策が必須のものと言えます。

2 北関東4労働局が合同で実施した建設現場に対する一斉監督の結果について

建設業の年末・年始における重篤な労働災害の防止に向け、茨城・栃木・群馬・埼玉の北関東に位置する4労働局の労働基準監督署では、平成30年12月3日（月）から12月14日（金）までの間、建設工事現場に対する一斉監督を実施しましたが、その際には以下のとおり、墜落・転落防止に関する法令違反が最も多く認められました。

墜落・転落等による労働災害を防止するため、法令は基本的な事項を定めたものであり、事業者には措置を講じる義務がありますので、必ず遵守してください。

《一斉監督の結果》

○ 監督指導を実施した工事現場数

北関東4労働局管内の労働基準監督署が監督指導を実施した工事現場数：576現場（下請業者を含めた全事業者数：2,241事業者）

その内、埼玉労働局管内：109現場（下請業者を含めた全事業者数：724事業者）

○ 法令違反の状況

何らかの労働安全衛生法令違反が認められた現場数：270現場（46.9%）（下請業者を含めた違反事業者数：606事業者（27.0%））

その内、埼玉労働局管内：70現場（64.2%）、（下請業者を含めた違反事業者数：172事業者（23.8%））

○ 行政処分の状況

上記の法令違反の状況の内、高所作業において墜落防止措置（手すりを設置する等）が講じられていない等、重篤な労働災害につながるおそれがあるとして、設備の使用停止命令等の行政処分を行った工事現場数：28 現場（対象事業者数：57 事業者）

その内、埼玉労働局管内：7 現場（対象事業者数：14 事業者）

○ 主要な違反事項の内訳

墜落災害の防止に関する違反が 251 件（34.1%）と最も多く、以下、建設機械災害の防止に関する違反 93 件（12.7%）、飛来・崩壊災害の防止 20 件（2.7%）、感電災害の防止 18 件（2.4%）、クレーン災害の防止に関する違反 18 件（2.4%）の順で多くなっている。

(参考) 主な法令違反の態様

事項	主な法令違反の態様
墜落災害の防止 (安衛則 519 条・653 条)	・高さが 2 メートル以上の足場や開口部について、墜落防止用の手すり等を取り付けていなかった。
飛来・崩壊災害の防止 (安衛則 537 条)	・資材等が落下する恐れのある場所に防網の設置や立入り禁止などの措置を講じていなかった。
感電災害の防止 (安衛則 349 条)	・高压線の近くで移動式クレーンを用いて作業を行っているのに、高压線へのブームの接触等による感電防止措置を講じていなかった。
建設機械災害の防止 (安衛則 158 条)	・車両系建設機械を用いての作業中、作業員への接触防止措置がとられていなかった。
クレーン災害の防止 (クレーン則 66 条の 2)	・建築現場での移動式クレーン作業について、予め作業方法等を定めていなかった。
作業主任者の選任とその職務の履行確保 (安衛則 565 条)	・足場の組立て・解体等の作業において、有資格者から作業主任者を選任していなかった。
就業制限に係る業務 (安衛令 20 条)	・つり上げ荷重が 1 トン以上のクレーンによる玉掛け作業について、無資格の労働者が作業をしていた。
その他	・元請事業者が、建設工事に関し、下請事業者が安衛法令に違反しないよう必要な指導を行わなかった。（安衛法 29 条） ・作業場の床面について、つまずき、すべり等の危険のないものとし、または、安全な状態に保持していなかった。（安衛則 544 条）

* 安衛法：労働安全衛生法 安衛令：労働安全衛生法施行令 安衛則：労働安全衛生規則

クレーン則：クレーン等安全規則

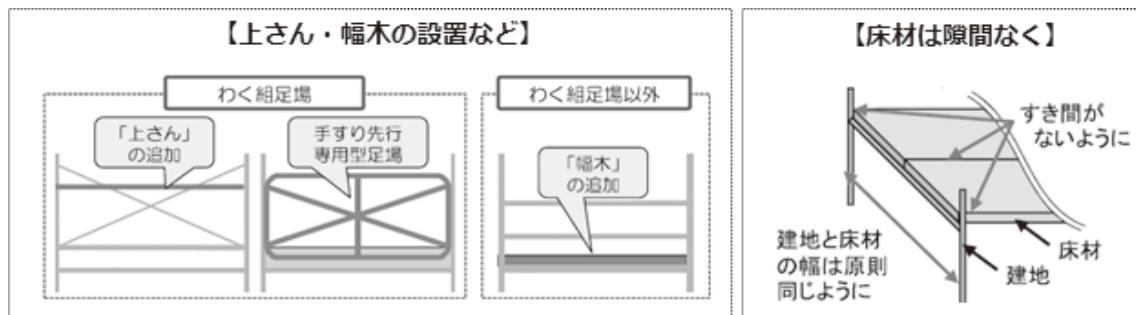
3 墜落・転落災害防止について

厚生労働省では、建設業における墜落・転落防止のため、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく措置を講ずるようお願いしています。

この要綱の基本的な内容は以下のとおりですが、法令（労働安全衛生規則）の墜落防止措置と併せて実施すべき事項について、足場に関する各作業段階に応じてまとめたものですので、現場の実情に応じて設計・計画から足場の解体に至るまでの総合的な安全対策を実施し、労働災害の防止に一層努めてください。

《要綱の基本的な内容》

- 上さん・幅木の設置など「より安全な措置」を講じましょう。



- (1) 特に足場の建地の中心間の幅が 60cm 以上の場合、足場の後踏側（躯体側と反対側）には、荷揚げ等の作業に支障がある箇所を除いて、次の措置をとりましょう。
 - ①わく組足場では、下さんの代わりに、高さ 15 cm 以上の幅木※を設置（※なるべく背の高い幅木にしましょう。）
 - ②わく組足場以外の足場では、手すりや中さんに加えて幅木などを設置
- (2) わく組足場について、特に足場の後踏側には、荷揚げ等の作業に支障がある箇所を除いて、上さんを設置しましょう。

- 事業者や注文者が行う足場の組立て、一部解体または一部変更の後の点検は、十分な知識・経験がある方によって、チェックリストに基づき点検を行いましょう。足場の組立てなどの作業に直接従事した以外の方が行うことでの、客観的で的確なものとしましょう。
- 足場の組立図を作成し、手すりなどの足場用墜落防止設備の設置や足場の点検を確實に行いましょう。
- 労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づき、定期的に「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」を受講させるよう努めましょう。
- 足場上の作業手順の徹底や、足場の点検により墜落防止設備の不備をなくし、不安全行動を生じさせないような安全意識の高揚を図りましょう。

4 墜落制止用器具について

既にご案内のとおり、労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号の「安全帯（墜落による危険を防止するためのものに限る。）」が「墜落制止用器具」と改正され、関連して改正された労働安全衛生規則等の厚生労働省令や構造規格、安全衛生特別教育規程も含め平成31年2月1日から施行されております。

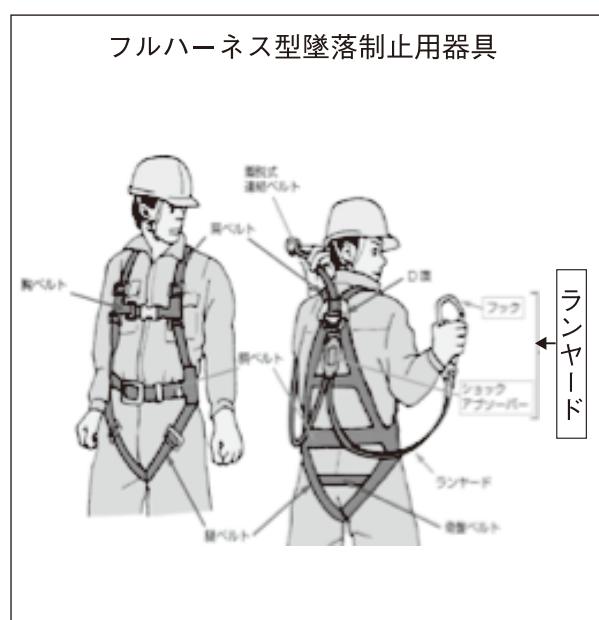
この建産連ニュースにおけるお知らせは繰り返しとなりますので、下記のとおり、改正のポイントについて再度掲載しますので、安全・安心な作業のため猶予期間内に適切な器具への買い換えをお願いいたします。

《改正のポイント》

- 安全帯が「墜落制止用器具」に変更されました。墜落制止用器具として認められる器具は以下のとおりです。

安全帯	→	墜落制止用器具	②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められています。
①胴ベルト型（一本つり）	○→	胴ベルト型（一本つり）	
②胴ベルト型（U字つり）	✗→	✗	
③ハーネス型（一本つり）	○→	ハーネス型（一本つり）	

- 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります。
- 以下の業務を行う労働者には「安全衛生特別教育」が必要です。
「高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）」
- 経過措置（猶予期間）：平成31年（2019年）1月31日まで施行されていた法令（構造規格）に基づく安全帯は、2022年1月1日までの間は要求性能墜落制止用器具とみなされるため、同日まで使用が可能ですが、2022年1月2日からは使用できなくなります。



県内 プロジェクト紹介①

熊谷スポーツ文化公園 おもてなし向上の取組について

埼玉県都市整備部 公園スタジアム課

いよいよ今年、日本でラグビーワールドカップ2019TMが開催されます。埼玉県・熊谷市が開催都市として、全国12の試合会場の一つ熊谷スポーツ文化公園内にある熊谷ラグビー場で、9月24日から3試合が行われます。

熊谷スポーツ文化公園は、熊谷駅から北東に3kmに位置し、ラグビー場3面や芝生広場等がある公園西地区（約41ha）と彩の国くまがやドームや陸上競技場等がある公園東地区（約47ha）の計約88haが開設しています。

今回、平成29年度から平成30年度にかけて整備した熊谷スポーツ文化公園木かげの創出事業（延長390m）の内容について説明します。

＜経緯＞

熊谷スポーツ文化公園がある熊谷市は、平成19年8月16日に当時の国内最高気温40.9℃を記録しており、これは都市の高温化現象、いわゆるヒートアイランド現象によるものと考えられてきました。これ以降は全国でも暑い街として認識され、過去には「あついぞ！熊谷」でアピールしていた時期もありました。その後、国内最高気温は他県に更新されていましたが、平成30年7月23日に41.1℃を記録し、現在の日本国内歴代最高気温となっています。

埼玉県環境部では、平成28年度から熊谷スポーツ文化公園への暑熱対策の具体的検討に取り組みました。平成28年8月には同公園の暑熱環境状況を把握するために、文部科学省温暖化対策研究「気候変動適応技術社会実装プログラム（SI-CAT）」による取り組みの一つである集中気象観測を、埼玉県環境科学国際センターと国立研究開発法人海洋研究開発機構（JAMSTEC）や筑波大学、立正大学、茨城大学により行われました。

その後、様々な対策案を検討した結果、高木植栽による木かげ創出と遮熱性舗装により暑熱対策を行うことの提案がなされました。

これを受けて、都市整備部では県営公園のさらなる魅力アップを図り、来園者へのおもてなし向上を図るため、彩の国くまがやドームの北側にある園内駐車場からラグビー場までの観客動線に小森のオアシス、並木道及びバナー付き照明灯を整備することとしました。

暑熱対策基本設計の段階から都市整備部公園スタジアム課が担当し、工事は公園スタジアム課内に新設された熊谷スポーツ文化公園駐在で整備を進めることになりました。



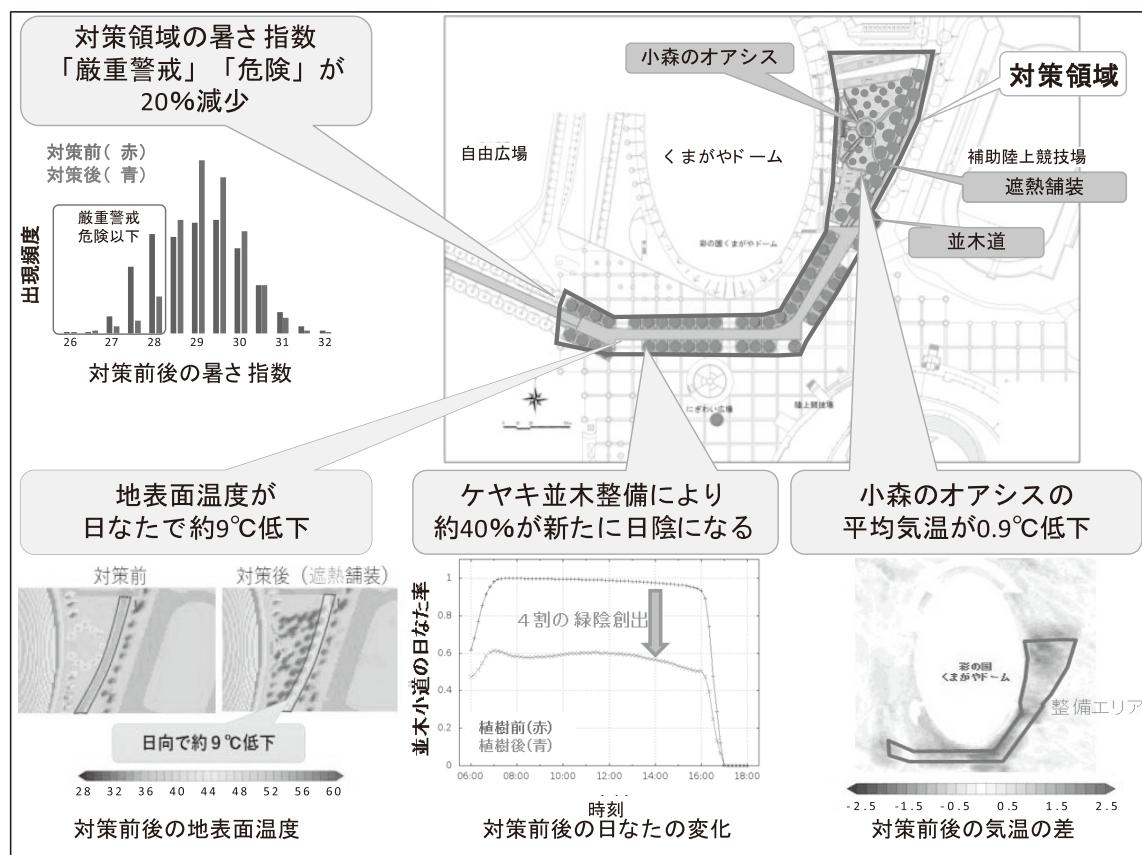
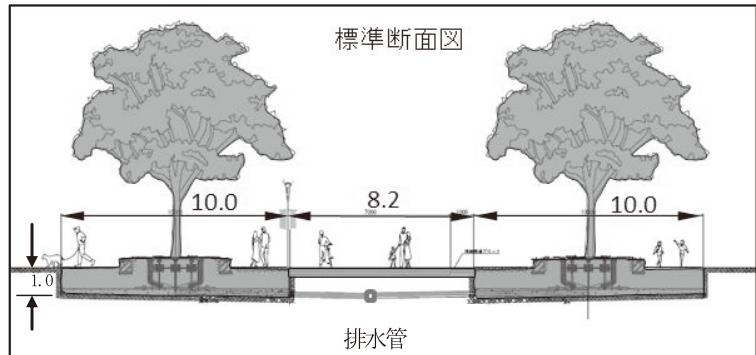
<設計概要>

事業実施にあたり、周辺の樹木を調査したところ、緑地のように数本まとまって植栽されている樹木に比べて、建物周りに点在して植栽された樹木は生育状況がかなり劣っていました。土壌調査を行った結果、造成時に樹木周りの土が踏まれて固くなつたことにより、根が張りにくくなり、雨水も地下に抜けにくくなつたため、根腐れの症状が見受けられました。

このため詳細設計では植栽した樹木の根が張りやすい環境として幅10m、深さ1mに客土を入れ、根鉢の下に排水帯と暗渠管を設けて、樹木間をネットワークのように繋げて既設雨水管へ接続することで、余分な雨水を排水する計画としました。

また、事業の整備効果を検証するための事前調査として、埼玉県環境科学国際センターとJAMSTECから、当公園で行った集中気象観測のデータを提供していただき、さらに整備計画内容をモデル化してJAMSTECが所有するスーパーコンピュータ（地球シミュレータ）による詳細な解析を行っていただきました。

これにより、整備によるヒートアイランド対策の予測結果や小森のオアシスの高木配置について並列配置より千鳥配置の方が木かげが発生するとの解析結果を提示いただき設計に活用しました。



暑熱環境シミュレーションによる整備後の予測結果



<小森のオアシス整備>

工事は、植栽工事を2工区に分けて発注しました。

彩の国くまがやドームと並木道の間のスペース(約4,600m²)にクスノキやシダレザクラ等様々な高木を21本植栽しました。彩の国くまがやドーム側にスロープを2箇所設け、どなたでも気軽に散策や休憩ができるような小森のオアシスを整備しました。



<並木道整備>

工事は、園路工事のほか高木植栽工事を4工区に分けて発注しました。並木道を形成する高木は、「埼玉県の木」及び「熊谷市の木」に指定されているケヤキを採用し、園路をはさんで両側に樹間10mで配置しました。

ケヤキの規格は、早期に木かげを創出する効果を期待して樹高10m以上、枝張6m以上としました。

ケヤキの支柱は、樹高10mを支えるため、一般的な支柱ではなく根鉢そのものを包み込む地下支柱を採用しています。地下支柱は、さいたま新都心けやきひろばでも採用されています。



植栽後から別工事の排水管が繋がるまでの間、地中水が溜まりすぎないように、水抜き管や水位観測管を設置する等、各工事受注者の皆様が工夫した管理を行っていました。

また、ケヤキは地表より50cm高植えし、根元部分はサークルベンチと低木植栽を交互に配置しています。低木植栽についても、それぞれ特色のある提案をしていただき採用しています。

園路には遮熱性舗装を3, 100m²施工しました。仕様は、公園管理車両や陸上競技の駅伝中継車等の車両通行があること、施工時の来園者への配慮を考慮して、低臭気で耐久性の高いウレア樹脂系の遮熱性舗装を採用しました。

<バナー付き照明灯整備>

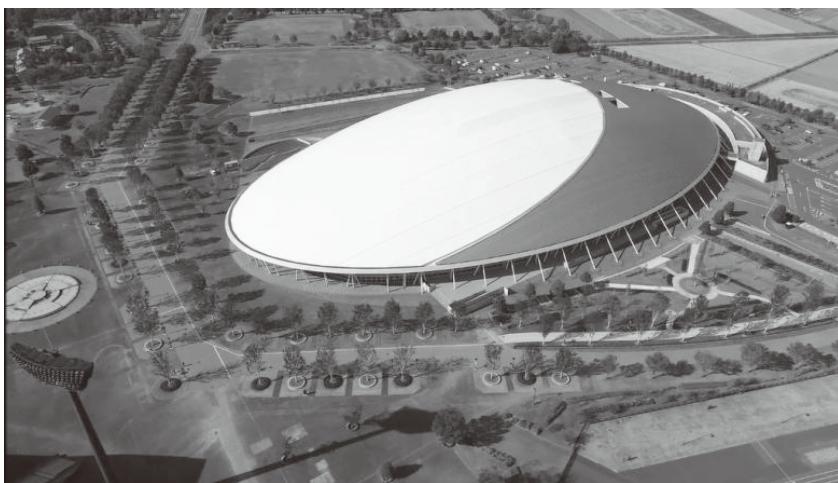
以前は夜間時の照度（5ルクス以上）が一部確保できていませんでしたが、熊谷ラグビー場の整備により、今後夜間のイベント開催も想定されることから、照度を確保するために照明灯を33基設置しました。照明灯にはイベント等の装飾としてバナーを付けられる仕様とし、にぎわいの演出にも配慮しました。さらに屋外イベント時に発電機を使用していた出店者に対し電源を供給できるようコンセント盤を整備し、利便性の向上を図りました。

<今後の整備>

引き続き、ラグビーワールドカップ2019TMの開催に向けて熊谷ラグビー場周辺で、おもてなし向上を図る整備を進めていくほか、大会後のレガシー整備にも取り組んでまいります。



整備前



整備後

県内 プロジェクト紹介②

吉見ゴルフ場クラブハウスの大規模リニューアルについて

埼玉県企業局 地域整備課

吉見ゴルフ場、大麻生ゴルフ場及び妻沼ゴルフ場は、誰もが気軽にプレーできる県有ゴルフ場です。その中でも昭和57年11月にオープンした吉見ゴルフ場は最も歴史が古く、27コースを有する年間約7万人が利用する人気のあるゴルフ場です。

しかし、クラブハウスは建設後36年が経過し、老朽化が進むとともに、女性や高齢者の利用者が増加しニーズも多様化してきていることから、このたび快適性・利便性の向上を図るため大規模リニューアルを行い、平成31年4月にオープンしました。



●クラブハウスの概要

所 在 地：比企郡吉見町大字地頭方字五反田 680

構 造 等：RC造・一部S造、地上2階建て

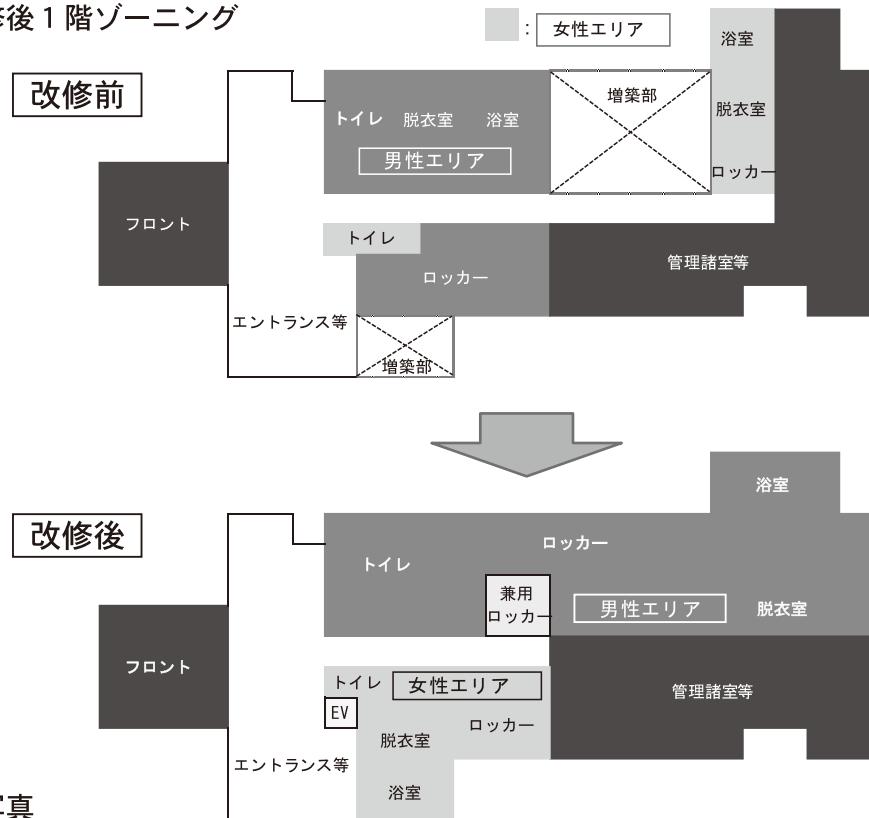
延床面積：2,643.97m²（車寄せを含む） 建築面積：2,023.64m²（車寄せを含む）

工 期：H30.3.19～H31.3.28

●リニューアルの基本コンセプト

- ・トイレ、ロッカーチーム、脱衣室、浴室について、男女別に動線を重視した配置に見直し。
- ・一部増築によりロッカーチーム等を拡充。（上下2段式のロッカーチームから1段式のロッカーチームに変更）
- ・兼用ロッカーチームを2室確保し、男女比に応じて使い分けが可能。
- ・2階レストランに直通するエレベーターを新規に設置。

●改修前、改修後1階ゾーニング



●改修後内部写真



・1Fエントランスホール



・2Fレストラン



・1F男子ロッカールーム



・1F男子浴室

告知板

①

建築基準法関係法令の改正について

埼玉県都市整備部 建築安全課

平成30年6月27日に「建築基準法の一部を改正する法律」が公布され、一部が同年9月25日から施行となり、残りについても公布から一年以内の施行が予定されております。確認申請手続きや防火規定など建築実務者にとって身近な条文について改正されます。

また、建築基準法の関係規定となっている「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー法）」についても改正されております。さらに、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下、建築物省エネ法）」についても改正が予定されており、2019年は建築業界を取り巻く法制度の改正が目白押しとなっております。今回は改正内容の一部を抜粋して御紹介します。その他の改正内容については国土交通省の報道発表資料などを御確認いただければ幸いです。

1. 建築基準法の改正について

（1）背景・全体概要

近年の糸魚川市大規模火災や三芳町倉庫火災などの甚大な被害の発生を踏まえ、「建築物・市街地の安全性の確保」の観点から防火規定が見直されます。また、空き家が増加傾向にある中で、住宅等を他用途に利活用することが求められていることから、「既存建築ストックの活用」を促進するため用途変更に伴う制限の合理化が行われます。その他、「木造建築を巡る多様なニーズへの対応」を図るために中規模木造建築物等の整備を推進する規定に改正されます。

背景・必要性	法律の概要
<p>① 建築物・市街地の安全性の確保</p> <p>○ 糸魚川市大規模火災(H28.12)や埼玉県三芳町倉庫火災(H29.2)などの大規模火災による甚大な被害の発生を踏まえ、建築物の適切な維持保全・改修等により、建築物の安全性の確保を図ることや、密集市街地の解消を進めることが課題</p>	<p>建築物・市街地の安全性の確保</p> <p>維持保全計画に基づく適切な維持保全の促進等により、建築物の更なる安全性の確保を図るとともに、防火改修・建替え等を通じた市街地の安全性の確保を実現。</p> <p>○ 維持保全計画の作成等が求められる建築物の範囲を拡大（大規模倉庫等を想定）。</p> <p>○ 既存不適格建築物の所有者等に対する特定行政による指導及び助言の創設。</p> <p>○ 防火地域・準防火地域内において、延焼防止性能の高い建築物の建蔽率を10%緩和。</p>
<p>② 既存建築ストックの活用</p> <p>○ 空き家の総戸数は、この20年で1.8倍に増加しており、用途変更等による利活用が極めて重要</p> <p>○ 一方で、その活用に当たっては、建築基準法に適合させるために、大規模な工事が必要となる場合があることが課題</p>	<p>戸建住宅等の福祉施設等への用途変更に伴う制限の合理化</p> <p>空き家等を福祉施設・商業施設等に用途変更する際に、大規模な改修工事を不要とするとともに、手続を合理化し、既存建築ストックの利活用を促進。</p> <p>○ 戸建住宅等（延べ面積200m²未満かつ階数3以下）を福祉施設等とする場合に、在館者が迅速に避難できる措置を講じることを前提に、耐火建築物等とすることを不要とする。</p> <p>○ 用途変更に伴って建築確認が必要となる規模を見直し（不要の規模上限を100m²から200m²に見直し）。</p>
<p>③ 木造建築を巡る多様なニーズへの対応</p> <p>○ 必要な性能を有する木造建築物の整備の円滑化を通じて、木造に対する多様な消費者ニーズへの対応、地域資源を活用した地域振興を図ることが必要</p>	<p>大規模な建築物等に係る制限の合理化</p> <p>既存建築ストックの多様な形での利活用を促進。</p> <p>○ 既存不適格建築物を用途変更する場合に、段階的・計画的に現行基準に適合させていくことを可能とする仕組みを導入。</p> <p>○ 新たに整備される仮設建築物と同様、既存建築物を一時的に特定の用途とする場合も制限を緩和。</p>
<p>【木材活用ニーズへの対応】</p> 	<p>木造建築物等に係る制限の合理化</p> <p>中層木造共同住宅など木造建築物の整備を推進するとともに、防火改修・建替等を促進。</p> <p>○ 耐火構造等とすべき木造建築物の対象を見直し（高さ13m・軒高9m超一高さ16m超・階数4以上）。</p> <p>○ 上記の規制を受ける場合について、木材のあらわし等の耐火構造以外の構造を可能とするよう基準を見直し。</p> <p>○ 防火地域・準防火地域内において高い延焼防止性能が求められる建築物についても、内部の壁・柱等において更なる木材利用が可能となるよう基準を見直し。</p>
<p>改修前（空き家）</p> <p>改修後（グループホーム、飲食店、宿泊施設等）</p>	<p>＜その他＞</p> <p>① 老人ホーム等の共用の廊下や階段について、共同住宅と同様に、容積率の算定基礎となる床面積から除外</p> <p>② 営業場等の仮設建築物の存続期間（現行1年）の延長等</p> <p>③ 用途制限等に係る特例許可手続の簡素化等</p>

出典：国土交通省「改正建築基準法に関する説明会（第1弾）」（平成30年7月開催）

(2) 改正内容の紹介 < 既存建築ストックの活用を促進 >

① 3階建の戸建住宅等を他用途に転用する場合の規制の合理化

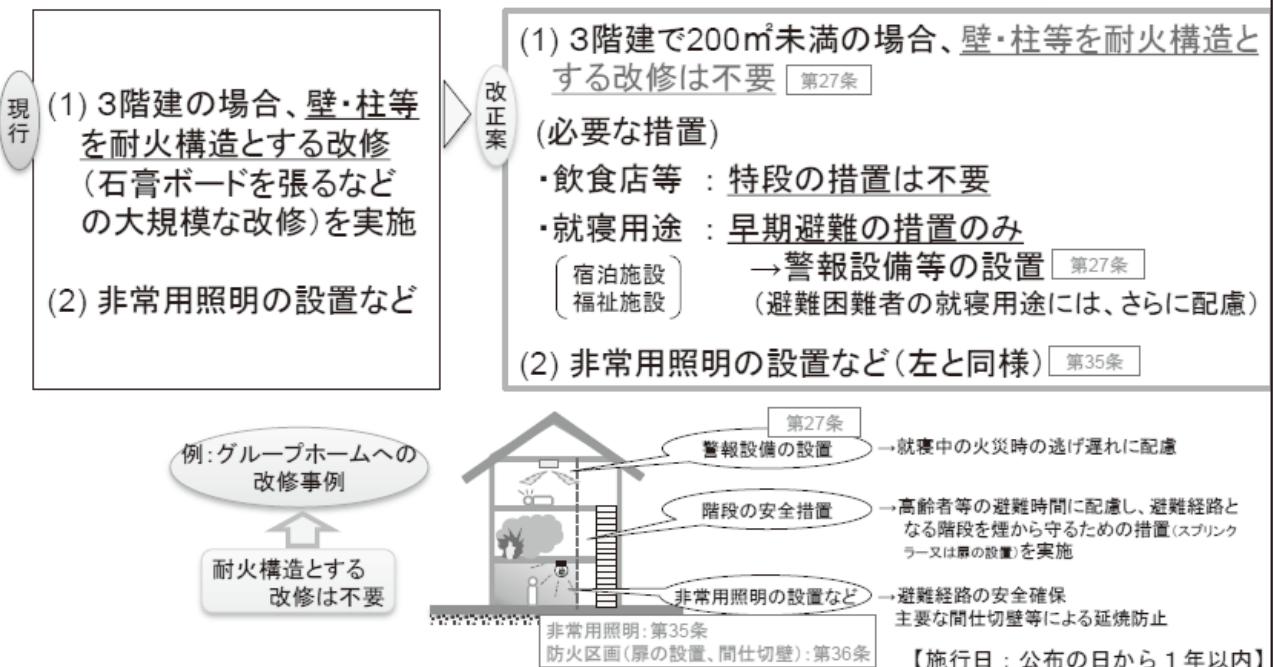
一定規模以下の小規模な建築物（3階建、かつ、 200m^2 未満）であれば、在館者が迅速に避難できる措置（非常用照明や警報設備など）を設けることにより、法27条の耐火要求が緩和されます。

これにより、3階建の戸建住宅を飲食店や福祉施設に用途変更する際に足かせとなっていた、柱・はり等の防火改修が不要になり、既存建築ストックの活用促進が見込まれます。

② 戸建住宅から他用途への転用の際の手続き不要の対象を拡大

用途変更の確認申請手続きが不要となる延べ面積は、現行では 100m^2 以下と規定していますが、法改正により 200m^2 以下に緩和されます。これにより、建築主の申請手間など負担が軽減されます。ただし、確認申請の手続きは不要となっても各規定への適合義務は発生しますので注意してください。

① 3階建の戸建住宅等を他用途に転用する場合の規制の合理化



② 戸建住宅から他用途への転用の際の手続き不要の対象を拡大



出典：国土交通省「改正建築基準法に関する説明会（第1弾）」（平成30年7月開催）

2. バリアフリー法の改正について

(1) 背景

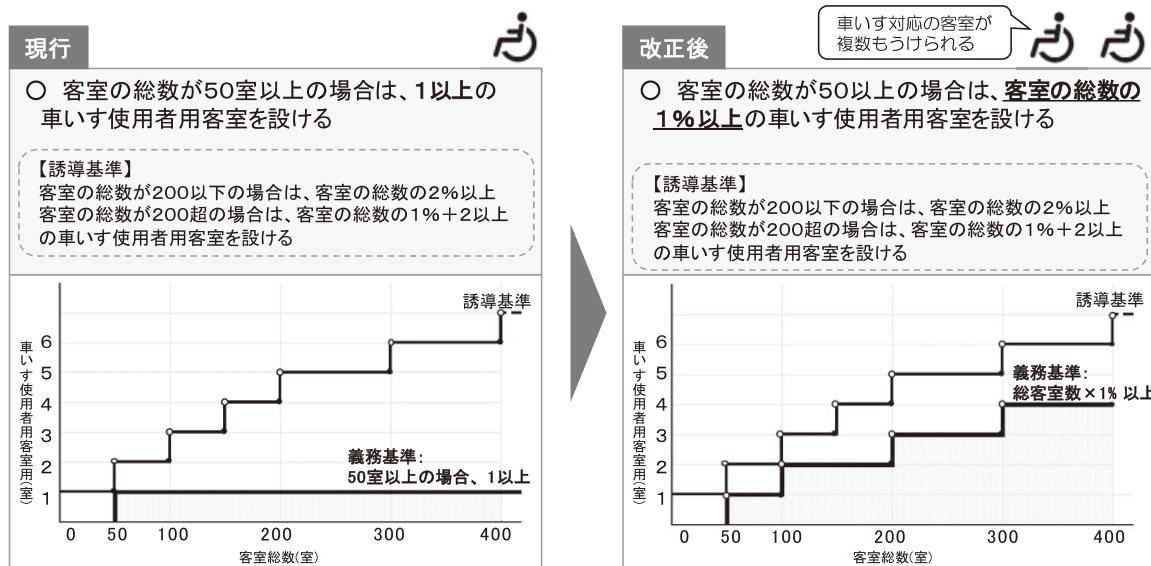
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、全ての国民が共生する社会の実現を目指し、更にバリアフリー化を推進する一環として、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成30年10月19日に公布されました。

ホテル又は旅館の企画・設計・施設管理にあたり、全ての人にとって使いやすい建築物の整備を図ることで、誰もが安心して快適に利用できる宿泊環境の実現が期待されております。

(2) 改正内容 < 車椅子使用者用客室が1%以上に >

現行では、客室の総数が50以上のホテル・旅館については、車椅子使用者用客室を1室以上整備することが義務付けられていますが、改正後は客室の総数の1%以上の客室について整備することが義務付けられます（下図参照）。こちらの基準については平成31年9月1日より施行されます。

なお、埼玉県ではお年寄りや障害をお持ちの方など、誰もが利用しやすい建築物の整備を進めため、埼玉県建築物バリアフリーラインにより、基準適合対象となるホテル・旅館の規模をバリアフリー法の床面積2,000m²以上から200m²以上に引き下げております。計画の際には十分にご留意ください。



図：国土交通省の資料を基に作成

3. 建築物省エネ法の改正について

(1) 背景

2011年3月11日に発生した東日本大震災以降、エネルギー需給構造の安定化が不可欠となり、エネルギーの安定的供給とともに、省エネルギー対策が求められています。また、パリ協定を踏まえた地球温暖化対策計画（2016年5月閣議決定）では2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度と比較して26.0%削減する中期目標が掲げられています。目標達成に向け、住宅・建築物の省エネルギー対策が喫緊の課題となっており、住宅・建築物の規模・用途ごとの特性に応じた実効性の高い総合的な対策を講じるところが必要とされています。

このため、平成31年2月15日に改正法律案が閣議決定され、今後、国会による審議に入ります。ここでは、国の報道発表内容を元に改正案について説明します。（平成31年3月1日時点の情報）

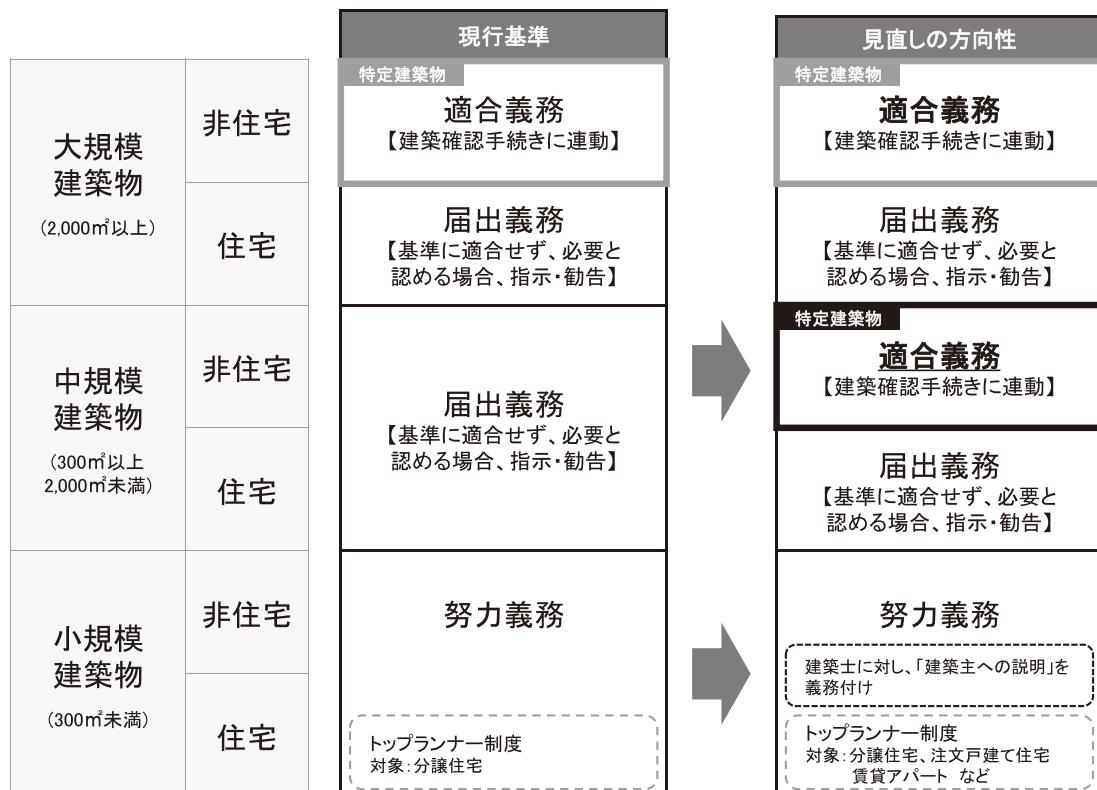
(2) 改正案の内容 <適合義務対象の拡大、小規模建築物は説明義務を>

① 300m²以上の非住宅建築物に基準適合義務の拡大

省エネ基準への適合を建築確認の要件とする非住宅建築物の対象延べ面積が現行では2,000m²以上と規定されていますが、改正案では300m²以上の規模に拡大するとしています。

② 小規模建築物には建築士による説明を義務付け

適合義務や届出義務対象とならない小規模建築物について、建築の際に、建築士から建築主への省エネ性能に関する説明を義務付けることとしています。



図：国土交通省の資料を基に作成

告知板

②

働き方改革関連法の施行について

埼玉県産業労働部 雇用労働課

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）は、平成 30 年 6 月 29 日に成立、同年 7 月 6 日に公布されました。

働き方改革関連法は、労働者の働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正のための時間外労働の上限規制や年次有給休暇の取得促進、多様で柔軟な働き方の実現、正規雇用と非正規雇用との間の不合理な待遇差の禁止等の措置を講ずるものです。

平成 31 年 4 月 1 日以降、順次施行されますので事業主の皆さんには、対応が必要になります。

主な改正内容は、次のとおりです。施行日は、原則平成 31 年 4 月 1 日です。表中には例外のみ記載しています。

1 時間外労働の上限規制	<ul style="list-style-type: none">原則 月 45 時間以下、年 360 時間以下臨時的な特別な事情がある場合 年 720 時間以下単月 100 時間未満、複数月平均 80 時間以内（休日労働含む。） <p>※ただし、建設事業や自動車運転の業務等は、5 年後に適用</p>
2 年次有給休暇の確実な取得	<ul style="list-style-type: none">年 10 日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年 5 日、時季を指定して付与しなければならない。
3 高度プロフェッショナル制度の創設	<ul style="list-style-type: none">年収 1,075 万円以上の高度の専門的知識を必要とする業務に従事する場合に、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とする。年間 104 日以上かつ 4 週 4 日以上の休日確保を義務付ける等の健康確保措置制度導入には労使委員会の決議と本人の同意が必要本人の意思により同意の撤回が可
4 フレックスタイム制の見直し	<ul style="list-style-type: none">清算期間の上限を 1 か月から 3 か月に延長
5 産業医・産業保健機能の強化	<ul style="list-style-type: none">産業医の活動環境の整備、労働者に対する健康相談の体制整備、労働者の健康情報の適正な取扱いルールの推進
6 労働時間の状況の把握の実効性確保	<ul style="list-style-type: none">裁量労働制が適用される人や管理監督者も含め全ての人の労働時間の状況が客観的な方法等で把握されるよう義務化
7 中小企業の割増賃金の見直し	<ul style="list-style-type: none">月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）の猶予措置の廃止
【施行日】 中小企業 平成 35 年 4 月 1 日	

8 勤務間インターバル制度の普及促進	・前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保（努力規定）
9 雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保 （同一労働同一賃金） 【施行日】 大企業 平成32年4月1日 中小企業 平成33年4月1日	・短時間・有期雇用労働者や派遣労働者と正規雇用労働者との不合理な待遇差を解消

埼玉労働局「埼玉働き方改革推進支援センター」では、働き方改革の推進に向けた、労働時間管理のノウハウや賃金制度の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題についての相談を受け付けております。ぜひ、御利用ください。

また、埼玉県では、働き方改革を進める企業向けにセミナーや専門家の派遣を実施しています。詳しくは、県のホームページで御確認ください。

最後に、埼玉県では、平成30年度にワーク・ライフ・バランス推進宣言企業を募集しました。建設業における宣言企業の取組インタビューを掲載しますので参考にしてください。

○ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業インタビュー 古郡建設株式会社 代表取締役社長 古郡栄一

■業界全体でワーク・ライフ・バランスに取り組む必要性がある

Q ワーク・ライフ・バランス推進宣言をした理由は？

「働き方改革」というキーワードが聞かれる時代の中で、私ども建設業は、遅れている業界だと思っています。できる・できないはこれからの課題ですが、まずはやってみてどこに問題があるのかを検証してみないと、その先に進めないだろうと考えて取り組むことにしました。

また、人手不足や良い人材を確保することも課題の一つで、従業員には良い環境で長く働いてほしいと常々考えています。そういう背景からワーク・ライフ・バランスの実現へ向けて取り組むことにしました。

Q 既に実施している取組があれば教えてください

事務職では週休2日制ができていますが、現場は天候に左右されてしまうので、まだ完全な週休2日制ができるいないのが現状です。これは早急にやらなくてはいけないことだと思っています。

一方、グループ会社の古郡ホーム株式会社は、従業員80名のうち女性が4割くらいいます。育児休暇は当然のこと、時短などのフレキシブルな働き方に対応して、お子さんの送り迎えで16時に帰る方もいますし、朝はゆっくり出社する方もいます。

Q 取り組む上で感じている課題などはありますか？

やはり現場が一番の課題です。17時ないし17時30分にぴったり仕事が終えられるかというと、後片付けもあるし、次の日の準備もあります。複数の会社の多くの従業員がいる現場ではなおさら、

我々だけが先に帰ってしまうというわけにはいきません。だからこそ、建設業全体でこの意識を高めていくことが大事だと思います。

Q 今後、取り組んでみたいことがありましたら教えてください

定時退社はもちろん、土日をきちんと休むことで、仕事とプライベートのメリハリがついて良いと思います。定時退社で早く帰れる日は、地元のお店に行ってコミュニケーションを取ること、家族との時間を有効に過ごすこと、自分にとってプラスになる何かを得るための勉強や趣味など、そういう時間に充ててもらえたたらと思います。

また、月に1回、社内学校といった勉強会をやっています。午前中は人間力の話や教育をして、午後は技術の習得を目的とした講義をします。学ぶということを会社の一つの文化にしたいと思っています。

あとは職場に女性が増えてきて、育児休暇や在宅勤務にも取り組むべきだと思っています。最終的には会社に保育所も設置できたら良いと考えています。

最近やって喜んでもらえたのは、リフレッシュ休暇とは別に制度化したイベント休暇です。運動会や入学式、卒業式は一生に一度しかないことです。会社としても半強制的に行けるような仕組みづくりをしています。

■古郡建設の9月19日(水)県内一斉ノー残業デー当日の様子

県内一斉ノー残業デーポスターの掲示や、サービス一覧マップの事前配布など、定時退社実施に向けた社内の雰囲気づくりに積極的な取組が感じられました。



ポスター掲示



机上にもサービス一覧マップ



定時退社に向けて業務の整理



定時でタイムカードを打刻



定時で退社する社員の方々

日本建築防災協会理事長賞・耐震改修貢献者賞を受賞して

一般社団法人 埼玉建築設計監理協会

この度、一般社団法人 埼玉建築設計監理協会が、日本建築防災協会理事長賞・耐震改修貢献者賞を、受賞いたしましたこと協会会員一同大変な栄誉と感じております。ご推薦頂きました埼玉県都市整備部建築安全課課長 白石明様、またご指導を賜りました各先生方に厚く御礼申し上げます。

一般社団法人埼玉建築設計監理協会は、上位機関を持たない建築設計専業者の職能集団として活動している団体です。「埼玉の建築文化の向上に貢献する」を合い言葉に1970年に法人化、2020年には法人化50周年を迎えます。その活動のうち、最も重点的に取り組んできたことの一つが、建築物の耐震化の推進ならびに、耐震診断、耐震改修技術の向上に貢献することです。

平成7年に発生した阪神淡路大地震を機に、当協会では、耐震専門部会を発足し、様々な講習会等を開催しました。また同時期に学識経験者で構成する「既存建物耐震性能判定委員会」（委員長 幸澤雅也 工学院大学名誉教授）を発足させ、第三者機関として耐震診断・耐震改修に係る判定を開始しました。

平成9年には、日本建築防災協会による耐震診断関連基準・指針を県有施設の耐震改修に適用する際の技術上の運用基準を示した「埼玉県県有施設のための耐震診断・耐震補強マニュアル」を学識経験者のご協力のもと作成し、県内の耐震診断・耐震改修の普及に努め、それ以後も耐震診断関連基準・指針の改定の都度、同マニュアルの改訂・講習会の開催を行ってまいりました。

平成10年9月には、福岡で開催された一般社団法人日本建築学会九州大会で「県下における学校校舎の耐震性能」に関して、会員13名がご指導の先生方と共に研究発表を行いました。

平成11年には、「浦和市立某小学校実大耐震実験研究会」を発足させ、解体予定のRC造3階建て校舎(長さ45.0m、幅9.5m、高さ11.1m)を利用した大規模実大実験を行い、公開見学会を開催し、延べ450の方が訪れ、建築士の技術力の向上に一翼を担うことができました。



「浦和市立某小学校実大実験」

平成16年度には一般財団法人日本建築防災協会が作成された「実務者のための既存鉄骨造体育館等の耐震改修の手引きと事例」の編集委員として当協会から3名を参加させていただき大きな成果と実績を上げることができました。

平成20年度には一般社団法人埼玉建築士事務所協会と合同で「木造建築物耐震性能判定委員会（委員長 坂本功東大名誉教授）」を発足し木造建築物の耐震診断・耐震改修に係る判定も開始いたしました。これらの取り組みの結果、当協会における非木造の耐震診断、耐震改修に係る判定実績は、平成30年末には、6,000棟に達しました。

また、これまでに、埼玉県内の建築士を対象に各種講習や、現場見学会を毎年行い、延べ3,300名程が参加しております。

そして一般県民を対象とした「耐震相談会」の毎週開催や地震被災建築物応急危険度判定への協力など、地域に密着した活動をしてまいりました。

当協会が建築技術を通じて社会貢献ができるのも、関連団体各位、大学教授、研究者、関係行政機関の方々のご指導をいただいているからこそであります。

今後も、協会の独自性を保ちつつ、既存建築物耐震性能判定委員会を（委員長 高梨晃一東京大学名誉教授）中心とし、耐震診断・耐震改修技術の向上はもちろんのこと、建築の安心・安全の推進に取り組んで参ります。

皆様のご指導ご鞭撻を引き続きよろしくお願い申し上げます。

**問い合わせ
育成コーナー①**

**(一社)埼玉建築設計監理協会
建築系学生奨励事業
第19回 卒業設計コンクール展**



建築の力で世界を変える

昨今の都市計画や建築デザインに於いても、ICT革命時代にふさわしい斬新な発想が求められている。
そのような中、新しい世纪の第一線で活躍が期待される建築系学生の能力向上、育成を図る目的で、
次代を先取した意欲のある作品を募集し、若い学生たちの考える創造性と熱意を奨励する



展示 2019/4/13(土)～16(火) 10:00～17:00 埼玉会館／第三展示室 於
プレゼンテーション・審査 4/14(日) 11:00～

各賞



埼玉県知事賞

額賞 海外研修旅行目録・
30万円相当



準優秀賞

額賞



埼玉建築設計監理協会賞

額賞



特別審査員賞

額賞



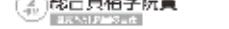
埼玉県住宅供給公社賞

額賞 海外研修旅行目録・
30万円相当



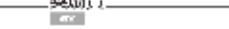
さいたま住宅検査センター賞

額賞 海外研修旅行目録・
30万円相当



JIA 埼玉賞

額賞 海外研修旅行目録・
30万円相当



総合資格学院賞

額賞 海外研修旅行目録・
30万円相当



日建学院賞

額賞 海外研修旅行目録・
30万円相当



奥原賞

関係団体

主催 (一社)埼玉建築設計監理協会

共催 (一社)日本建築学会埼玉支部・(一社)埼玉建築士会

(一社)埼玉県建築士事務所協会

(公社)日本建築学会埼玉地域会(JIA 埼玉)

(一社)埼玉県建築学会団体連合会・埼玉県住宅供給公社

(一財)さいたま住宅検査センター

協賛 (一社)埼玉県建築監理協会・(一財)埼玉県建築安全協会

総合資格学院・日建学院

後援 埼玉県・さいたま市・テレビ埼玉

電話 (一社)埼玉建築設計監理協会 Tel. 048-861-2304 E-mail info@sekkan.jp HP http://www.sekkan.jp/

埼玉県総合評価方式

建築・設備工事の技術提案型における留意点

～～～提案を採用されやすくするために～～～

1 建築・設備工事における技術提案型の実施状況

◆発注件数

平成28年度から平成30年度（H31.2月末）までに埼玉県の県土整備部、都市整備部、下水道局が総合評価方式技術提案型Aタイプで発注した建築・電気・機械工事の件数は36件でした。

◆課題設定状況

発注件数36件に対し「求める工夫」の数は68課題

【主な「求める工夫」の内容】

(ア) 工程管理の適切性 7課題

- 空調用機器等の施工合理化による工程管理の工夫
- 空調改修工事において、部屋単位で稼働可能な状態にするための施工合理化による工程管理の工夫

(イ) 品質管理の適切性 7課題

- コンクリートの品質を確保するための施工に関する工夫
- 国が定める仕様書を的確に実施するための段階的な品質管理の工夫

(ウ) 安全管理の適切性 11課題

- 国道を通行する一般車両、歩行者への交通安全性に関する工夫
- 公園外道路からの搬入・搬出作業において来園者、通勤・通学者に対する安全対策の工夫。

(エ) 発注者が指定した課題への対応の的確性 43課題

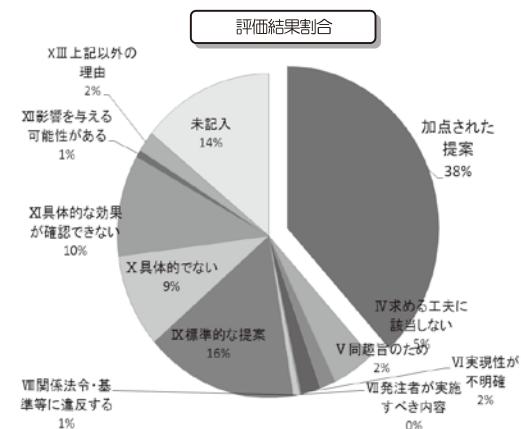
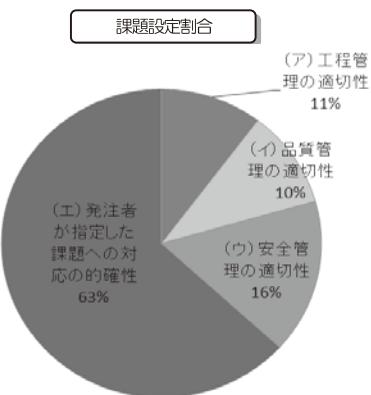
発注者が指定した課題が全体の63%を占めている

- 工事車両の経路や資材搬入に関する施工上の工夫
- 指定箇所の作業環境の改善に関する工夫
- 騒音振動対策
- 建設業の魅力を伝える工夫

◆評価結果

発注件数36件（68課題）に対し、入札参加者から1,455個の提案がありましたが、そのうち加点されたものは557個（38%）となっており、大変少ない状況です。

特に「IX標準的な提案」「X具体的でない」「XI具体的な効果が確認できない」として加点されなかった提案の割合が多くなっています。加点されなかった提案の主な事例を次ページで紹介します。
※グラフ中のローマ数字は、ガイドライン、入札説明書記載の「加点対象とする要件」の番号



2 加点されなかった提案事例

加点されなかった提案事例を紹介しますので、技術資料作成の参考にしてください。

求める工夫	提案事例	評価の視点	ポイント
空調機器等の施工合理化による工程管理の工夫	冷温水発生機2台の設置等を行う。1台目を設置、接続、試運転後に2台目を同様に行うが、2台同時搬入し、1台分の仮置場を事前に確保する。	VI 実現性が不明確	施設管理者側と新たな協議が必要で、了解が得られなければ実施できないため、実現性が不明確な提案として、加点されません。
工事敷地周辺道路から工事敷地出入口までの歩行者及び一般車両等に対する交通安全対策の工夫	道幅が狭く、見通しが悪い搬出入路において、交互通行とし交通誘導することで、すれ違い時の接触事故防止につなげる。	VI 実現性が不明確	交互通行にするには、道路管理者や警察との協議が必要となることから実現性が不明確のため加点しない。
来園者、通勤・通学者に対する公園外の搬入・搬出作業における安全対策の工夫	通学対象となる近隣学校に事前工事説明を実施する。	VII 発注者が実施すべき内容	求める工夫は施設利用者への安全管理であり、利便性向上の提案は加点されません。
工期短縮のための工夫	冷温水配管を溶接接合からハウジング接合へ変更し、配管工数を少なくする。	IX 標準的な提案	冷温水配管におけるハウジング継手の使用については、標準仕様書に示されており、標準的な提案のため加点されません。
工事敷地周辺道路から工事敷地出入口までの歩行者及び一般車両等に対する交通安全対策の工夫	運搬周辺ルートにおける交通危険箇所マップを作成し、運転者に携帯させることにより交通事故防止につなげる。	X 具体的でない	交通危険箇所マップの具体的な例が示されていない。このことから、マップがどのようなもので、実際この現場に役立つものか確認できないため加点しない。
学校の格技場新築工事を活用した生徒への建設業の魅力を伝える工夫	仮囲いの一部を透明の板に変え、現場内の建物を建設する様子や現場員の作業風景を見学できるようにする。	XI 具体的な効果が確認できない	現場を見てもうだけという受動的な提案であり、それによりどれだけ効果があるのか確認できないため加点しない。

3 技術提案作成の留意事項

◆提案数について

- ・「求める工夫」に対する提案の数は工事の内容や課題等により、発注者が工事ごとに設定するため、入札説明書の記載内容を確認してください。
- ・評価は提案順に行います。求める提案数以降の提案は評価されないので、提案数を確認してください。(なお、求める提案数以降の提案は記述がなかったものとみなし、履行を求めません。)
- ・入札説明書で示された求める提案数に対して、すべて提案しなくても問題ありませんが、計算式で得点が計算されることとなるので、注意してください。
(実例) 求める提案数3つに対して、提案が2つのみの場合、提案が2つとも採用されても満点にはならず、3.3点となります。下記(計算例)参照。

(計算例) 得点(3.3点)=配点(5.0点)×(採用された提案数(2)/求める提案数(3)※)

※求める提案数(3)=求める工夫数(1)×1工夫ごとの求める提案数(3)の場合

◆提案は、提案された技術の効果を正しく判断するために、簡潔かつ具体的に記載してください!!

《参考》

埼玉県では、受発注者間の認識のズレや簡単な間違いをなくすために、「技術資料作成の留意点」を「技術資料作成の手引き」とともに、ホームページに掲載しています。

「技術資料作成の留意点」は、総合評価方式の「発注者採点方式」「自己採点方式」「技術提案部分」に区分し、それぞれで「事例」と「ポイント」をまとめていますので、資料作成の際には是非参考にしてみてください。
下記URLから「技術資料作成の留意点(PDF)」をダウンロードしてください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/sougouhyouka-shiryou.html>

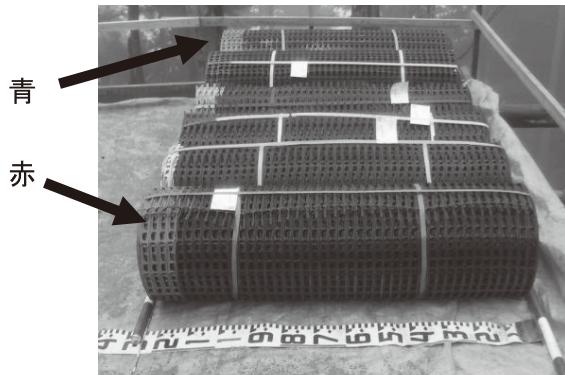
施工性アップ・高品質・好印象のための工夫を！

工事現場では少しの工夫で、施工性や品質が向上したり、安全性が増したり、出来ばえが良くなったり、さらには地域の理解が深まったりします。

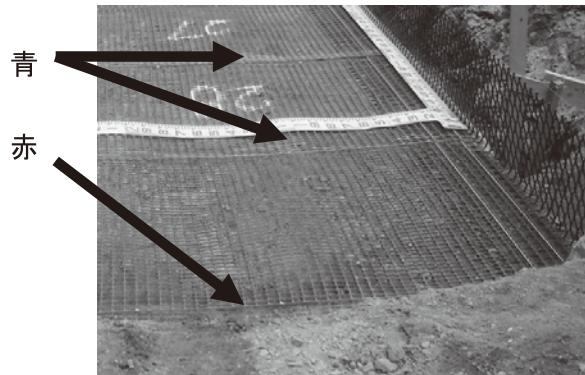
皆様の取り組みの一例を紹介しますので、今後の工事の参考にしてはいかがでしょうか。

【外観が同じで異なる規格の部材を色分けする】

補強土壁工において、長さの異なる数種類の補強材を部材ごとに異なる色を付けることにより、施工時の間違いを防ぐとともに施工性を向上させました。色分けすることで写真での確認も容易となり効果的でした。



色分けされた部材



施工状況

【実寸大定規で据付個所を確認する】

柵渠型水路工において、フレーム据え付け時にパネルの実寸大定規を用いることで、丁張や水糸だけではできなかった細かな設置位置の調整が可能となり、曲線部を出来ばえ良く仕上げることができました。



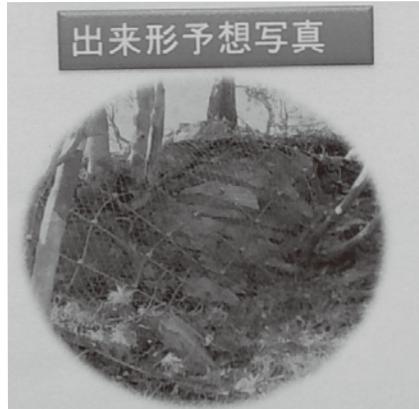
施工状況



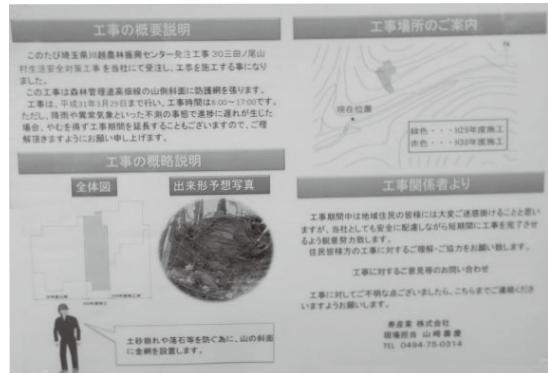
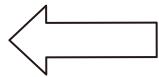
整備された水路

【出来形予想写真で工事内容を周知する】

工事現場に出来形予想写真を掲示することにより、地域の方々に工事内容や工事目的をお知らせし、理解を深めていただくことができます。



出来形予想写真（ロープ伏工）



出来形予想写真を掲示した看板

【保護した生き物を展示する】

工事現場に生息していた魚や植物を一時的に保護し展示することで、地域の方々の川への愛着と生態系に配慮した工事への理解を深めることができます。



保護した生き物



水槽を覗き込む子供たち



それぞれの現場で様々な工夫が考えられます。施工計画書に記載するなどして、監督員にアピールしましょう。その際は、「施工」「品質」「安全衛生」「地域貢献」等に分類するなど一工夫されるとさらに良いでしょう。（農林工事検査担当）



(お問合せ先)

- 総合評価に関すること 埼玉県総合技術センター代表 048(788)2899 総合評価担当（南部、東部、西部地域、北部地域）
- 工事検査に関すること 埼玉県総合技術センター直通 048(788)2899 工事検査担当（土木、農林、建築、設備）



講習会案内

団体名	講習名	講習予定日	会場
埼玉県電気工事工業組合 048-663-0242	新入社員教育	4月2・3日	埼玉電気会館
	電気基礎	4月9・10日	埼玉電気会館
	雇い入れ時の安全衛生教育	4月10・11日	埼玉電気会館
	高圧・特別高圧電気取扱者特別教育(学科)	第1回:6月10・11日	埼玉電気会館
	第2種電気工事士学科受験	第1回:4月15・16・17日	埼玉電気会館
	1級電気工事施工管理技士受験(学科)	4月25日 5月7・13・17・27日	埼玉電気会館
	玉掛け技能	5月8・9・10日	埼玉電気会館
	消防設備士甲種4類受験	5月15・16日	埼玉電気会館
	現場代理人管理技術基礎	6月4・5日	埼玉電気会館
	高所作業車運転技能	6月12・13日	埼玉電気会館
	設計・積算・原価管理技術	6月19・20日	埼玉電気会館
	小型移動式クレーン運転技能	6月24・25・26日	埼玉電気会館
	職長・安全衛生責任者教育	第1回:7月23・24日	埼玉電気会館
	建設業経理士検定2級受験	7月2・3・4日	埼玉電気会館
	第2種電気工事士技能受験	第1回:7月11・12日	埼玉電気会館
	穴掘建柱車運転特別教育	7月18・19日	埼玉電気会館
	工事担任者 DD第1種 「基礎科目」及び「技術・理論科目」受験	7月29・30日	埼玉電気会館
	墜落制止用器具「フルハーネス型」 使用作業特別教育	4月14日	埼玉電気会館
	建設工事に従事する労働者に対する安全教育	5月29日	埼玉電気会館
	第二種酸素欠乏危険作業従事者特別教育	6月3日	埼玉電気会館
	低圧電気取扱者特別教育(学科)	第1回:6月18日	埼玉電気会館
一般社団法人 埼玉県電業協会 048-864-0385	新入社員研修	4月2・3・4日	埼玉建産連研修センター-101
	1級電気工事施工管理技術検定試験 受験準備講習会	4月10・17・24日 5月8・15日	埼玉建産連研修センター-202
	墜落制止用器具(フルハーネス型)安全衛生特別教育	4月19日	埼玉建産連研修センター-200
	第二種電気工事士試験(筆記)受験準備講習会	4月22日 5月7・13・20日	埼玉建産連研修センター-103
	職長・安全衛生責任者特別教育	5月22・23日	埼玉建産連研修センター-202
	墜落制止用器具(フルハーネス型)安全衛生特別教育	5月29日	埼玉建産連研修センター-200
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	6月5・6・7日	埼玉建産連研修センター-101
	あと施工アンカー講習	6月12日	埼玉建産連研修センター-101
	石綿作業主任者技能講習	6月13・14日	埼玉建産連研修センター-101
	消防設備士甲種4類試験受験準備講習会	6月17・24日 7月1日	埼玉建産連研修センター-103
	低圧電気取扱者特別教育	6月20・21日	埼玉建産連研修センター-202
	第二種電気工事士試験(技能)受験準備講習会	7月9・10日	埼玉建産連研修センター-101
	足場の組立て等作業主任者技能講習	7月11・12日	埼玉建産連研修センター-202
	高圧・特別高圧電気取扱者特別教育	7月18・19日	埼玉建産連研修センター-202
埼玉労働局長登録教習機関 建設業労働災害防止協会埼玉県支部 048-862-2542	地山の掘削及び土止め支保工 作業主任者技能講習 (埼玉労働局長登録第255号)	4月23~25日 6月11~13日	埼玉県県民活動総合センター
	足場の組立て等作業主任者技能講習 (埼玉労働局長登録第1号)	4月16・17日 6月6・7日	埼玉県県民活動総合センター
	型枠支保工の組立て等作業主任者 技能講習(埼玉労働局長登録第2号)	5月8・9日	埼玉県県民活動総合センター
	建築物の鉄骨の組立て等作業主任者 技能講習(埼玉労働局長登録第112号)	7月10・11日	埼玉県県民活動総合センター
	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者 技能講習(埼玉労働局長登録第142号)	7月3・4日	埼玉県県民活動総合センター
	木造建築物の組立て等作業主任者 技能講習(埼玉労働局長登録第132号)	6月26・27日	埼玉県県民活動総合センター
	高所作業車運転技能講習 (埼玉労働局長登録第166号)	学科:5月22日 実技:5月23日	学科:埼玉県県民活動総合センター 実技:㈱関電工 埼玉支店研修所
	鋼橋架設等作業主任者技能講習 (埼玉労働局長登録第187号)	7月17・18日	埼玉県県民活動総合センター
	石綿作業主任者技能講習 (埼玉労働局長登録第266号)	5月28・29日	埼玉県県民活動総合センター
	職長・安全衛生責任者教育	4月18・19日 5月16・17日 6月20・21日 7月30・31日	埼玉建産連研修センター
	職長・安全衛生責任者能力向上教育 自由研削用といしの取替え等の業務に 係る特別教育	7月23日	埼玉建産連研修センター
	足場の組立て等特別教育(6時間教育)	4月11日 7月1日	埼玉建産連研修センター
	建設工事統括安全衛生管理講習 (CPDS認定講習)	7月25日	埼玉建産連研修センター
	施工管理者等のための足場点検 実務者研修(CPDS認定講習)	6月18日	埼玉建産連研修センター
	建設業等における熱中症予防指導員・ 管理者研修(CPDS認定講習)	5月15日	埼玉建産連研修センター
		5月30日 6月19日 7月9日	埼玉建産連研修センター

※詳細は各団体へ直接お問い合わせください。

県内経済の動き

公共工事前払金保証統計から見た

県内の公共工事等の動き(平成30年4月～平成31年2月)

<全般の状況>

平成30年4月～平成31年2月末時点での埼玉県内における前払金保証取扱高は、件数が前年同期比-0.2%の7,419件、請負金額が-2.1%の3,572億円となりました。

請負金額を発注者別にみると、埼玉県内の市町村、その他は僅かに増加したものの、独立行政法人等、埼玉以外の都県、地方公社が大幅に減少し、全体としては-2.1%の減少となりました。

工事目的別では国土保全、第一次産業、生活基盤が、工種では土木、電気、管が減少しました。また、請負金額階層では階層A(500万円未満)、階層H(5億円以上10億円未満)、階層I(10億円以上)の工事が大幅に減少しました。

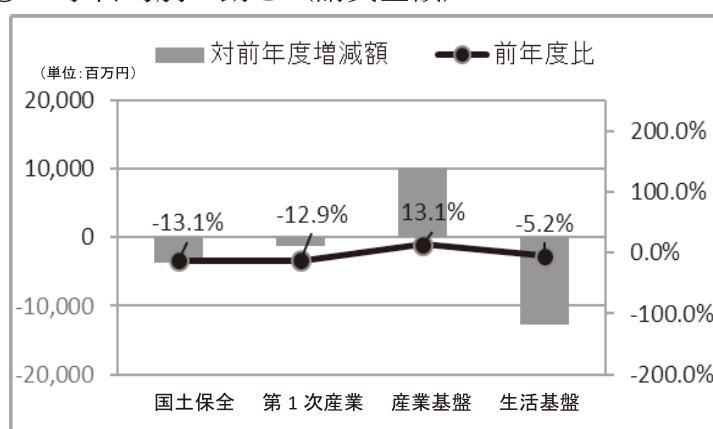
それぞれの区別における前年度との比較は以下の通りです。

◎ 前払金保証取扱高 (平成30年4月～平成31年2月)

(単位:百万円、%)

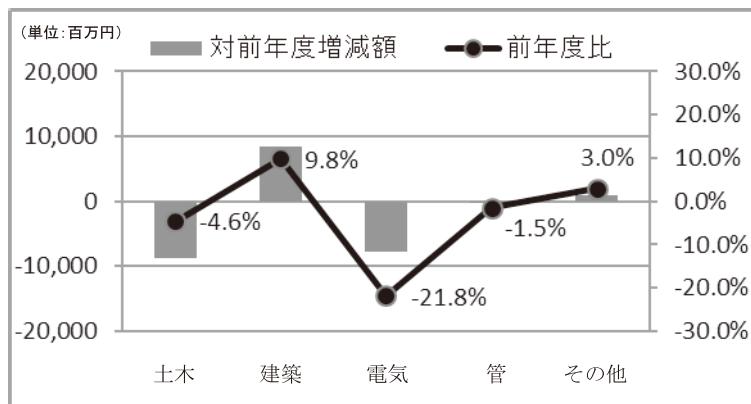
発注者	年度		平成30年度		平成29年度		対前年度増減率(%)	
	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額
国	166	22,757	187	22,806	-11.2	-0.2		
独立行政法人等	153	22,355	181	27,919	-15.5	-19.9		
埼玉県	2,357	91,489	2,301	91,626	2.4	-0.1		
埼玉以外の都県	34	3,319	27	9,996	0.0	-66.8		
市町村	4,346	189,878	4,376	185,202	-0.7	2.5		
埼玉以外の市町村	0	0	1	10	—	—		
地方公社	36	685	26	1,508	38.5	-54.6		
その他	327	26,742	334	25,720	-2.1	4.0		
合 計	7,419	357,228	7,433	364,789	-0.2	-2.1		

◎ 工事目的別の動き (請負金額)



工事目的	具体的な内容
國土保全	治山治水
第1次産業	農林水産
産業基盤	道路、港湾 空港、鉄道軌道 電信電話、郵便 電気、ガス
生活基盤	下水道、公園 教育、住宅宿舎 土地造成 上・工業用水道 庁舎、その他

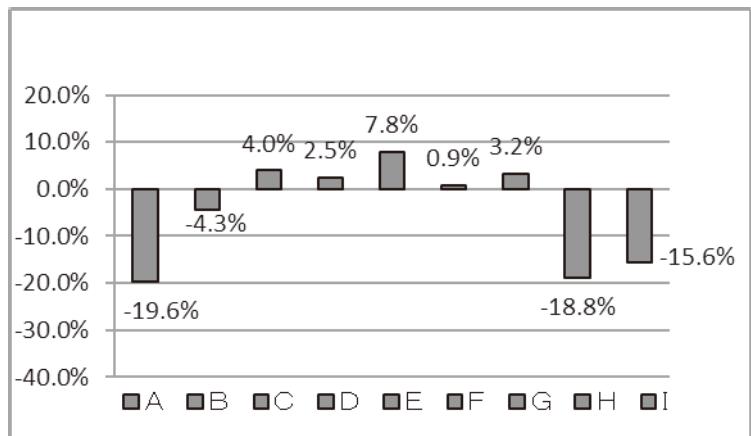
◎工種別の動き（請負金額）



(単位：百万円)

区分	土木	建築	電気	管	その他	合計
平成30年度取扱高	183,118	94,301	28,166	20,387	31,254	357,228
平成29年度取扱高	191,858	85,862	36,010	20,707	30,350	364,789
増減額	-8,740	8,438	-7,843	-319	904	-7,561

◎請負金額階層別の動き（請負金額）



請負金額階層の表示

区分	記号	請負金額
小規模	A	500万円未満
	B	1,000万円未満
	C	2,000万円未満
	D	5,000万円未満
中規模	E	1億円未満
	F	2億円未満
	G	5億円未満
大規模	H	10億円未満
	I	10億円以上

お問い合わせ先

東日本建設業保証株式会社埼玉支店

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4-3-15 K Sビル5階
 TEL : 048-861-8885 FAX : 0120-027-336
 URL <http://www.ejcs.co.jp/>

会員だより

○埼玉県電気工事工業組合
「墜落制止用器具(フルハーネス型)
特別教育コース」を開催

埼玉県電気工事工業組合(沼尻芳治理事長)の指導教育委員会(戸口昌志委員長)は、2月18日(月)に、埼玉電気会館で第1回目の「墜落制止用器具(フルハーネス型)特別教育コース」を開催し49名が受講した。

墜落による労働災害の防止を図るため2019年2月1日から法改正により「安全帯」が「墜落制止用器具」と名称変更され、2022年1月2日から胴ベルト型安全帯の使用が出来なくなるなど、「墜落制止用器具使用作業」が特別教育の対象となったため開催したものである。

講師は「ケイ・教育企画サポート事務所」代表の小泉一夫氏が務め、作業に関する知識、フルハーネス型墜落制止用器具に関する知識・使用方法、関係法令等を講義し、受講者49名全員が修了した。

当組合では、組合員の後継者育成と組合員及びその従業員の技術の向上を図るために、各種資格の受験対策や技能取得のための講習を実施しており、国や県の助成金を活用し、受講料を安く設定し、組合員の技術の維持向上を図っている。



講習の様子

連合会日誌

平成31年

1月 7日(月)	仕事始め
1月 7日(月)	新年ご挨拶(於:埼玉県知事、県部局長、関東地方整備局長及び関係部長)
	建設業協会役員と同行
1月 9日(水)	(社)埼玉県建設業協会新年賀詞交歓会
1月15日(火)	シニア指導者育成研修
1月16日(水)	(社)全国建産連 「働き方改革検討会 土木検討部会」
1月16日(水)	安全衛生レベルアップ講座
1月17日(木)	(社)埼玉県測量設計業協会新春賀詞交歓会
1月18日(金)	(社)全国建産連 理事会
1月21日(月)	埼玉県電気工事工業組合新年懇親会
1月23日(水)	埼玉県みどりの団体合同賀詞交歓会
1月24日(木)	(社)埼玉県建築士事務所協会新春賀詞交歓会
1月29日(火)	広報委員会
1月30日(水)	(社)全国建産連「働き方改革検討会」 建築検討部会・土木検討部会
2月14日(木)	ドローン体験研修会(第4回)
2月15日(金)	ドローン体験研修会(第5回)
2月23日(土)	安全衛生レベルアップ講座
3月 5日(火)	建設産業研修会(第2回) 「企業の生産性向上と社員のモチベーションアップ」
3月 6日(水)	(社)全国建産連 生産システム委員会
3月25日(月)	経営指導委員会
3月28日(木)	平成30年度第3回理事会
3月28日(木)	埼玉県建設産業担い手確保・育成ネットワーク総会

編集後記



(一社) 全国建設産業団体連合会として、働き方改革検討会が設置され、建築検討部会に参加をした。参加された人の意見として、生産性革命推進にするための取り組みにあたり、社内技術者の育成をしたいので、BIM インストラクターを養成し派遣いただきたい。その経費の補助金の助成を願いたい。

又、人口減少社会への対応として類似工種に於ける多能化を検討すべき課題がある。その為の助成金により地域ごとに職業訓練設置を充実させなければいけないなど、時代背景を映した新しい要望が出た。それらの意見をまとめて、国交省に提案する事になっている。

皆様はどう思われるでしょうか・・・

広報委員長

先日、国交省の八ッ場ダムの見学に行ってきた。このダムは吾妻川の渓谷を堰きとめた首都圏最後の水がめと言われ調査開始から 67 年経ち、紆余曲折があったものの来年の完成をめざし最後の工事に掛かっていた。

最近の国交省の広報マインドは大したものだと感心します。昨年行った首都圏外郭放水路の見学も大人気で、大勢の人が訪れていました。地下神殿とも呼ばれる大きな施設にびっくりしたが、見学者の中にはカップルや外国人もいて土木構築物が人気を博すこと自体が驚きました。八ッ場ダムも建設中に関わらず、多くの見学プランを用意している。

建設現場を見たいと思う人は我々が思う以上に多いようだ。現場の囲いを工夫して、住民の方や行き交う人の印象を良くしている例は多いが、さらに一步踏み込んで一般人を対象とした見学会を増やすことは出来ないだろうか。安全確保、工期への影響など課題は多いが、業界の地位向上や人材確保に役立つと思う。

広報副委員長

建産連ニュース第 160 号

平成 31 年 4 月 25 日発行

発行 一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会

企画・編集 広報委員会

〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋 4-1-7

TEL : 048-866-4301

FAX : 048-866-9111

URL : <http://www.sfcc.or.jp>

一般社団法人 埼玉県建設産業団体連合会 会員名簿（順不同）

〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋4-1-7建産連会館1階
一般社団法人 埼玉県建設産業団体連合会
会長 古郡 一成

電話 048-866-4301
FAX 048-866-9111
URL <http://www.sfcc.or.jp/>

(平成30年 6月19日現在)

構成団体名	代表者	〒	所在地	電話番号	FAX
一般社団法人 埼玉県建設業協会	会長 星野 博之	336-0031	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	048(861)5111	048(861)5376
一般社団法人 埼玉県電業協会	会長 岡村 一巳	〃	〃	048(864)0385	048(864)0327
一般社団法人 埼玉県造園業協会	会長 渡邊 進	〃	〃	048(864)6921	048(861)9641
東日本建設業保証株式会社埼玉支店	支店長 横山 昌司	330-0063	さいたま市浦和区高砂4-3-15 K・Sビル5階	048(861)8885	0120(027)336
埼玉県電気工事工業組合	理事長 沼尻 芳治	331-0813	さいたま市北区竹町1-820-6埼玉電気会館2階	048(663)0242	048(663)0298
一般社団法人 埼玉県空調衛生設備協会	会長 飯沼 章	338-0002	さいたま市中央区下落合4-8-10	048(855)4111	048(853)0676
一般社団法人 日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 松尾 康司	336-0031	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	048(866)4381	048(866)4382
埼玉県型枠工事業協会	会長 白戸 修	〃	〃	048(862)9258	048(862)9275
一般社団法人 埼玉建築土会	会長 江口 満志	〃	〃	048(861)8221	048(864)8706
一般社団法人 埼玉建築士事務所協会	会長 栗田 政明	〃	〃	048(864)9313	048(864)9381
一般社団法人 埼玉建築設計監理協会	会長 田中 芳樹	〃	〃	048(861)2304	048(863)2495
一般社団法人 埼玉県測量設計業協会	会長 細沼 英一	〃	〃	048(866)1773	048(864)3055
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 島村 健	〃	〃	048(862)2542	048(862)9764
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 森繁 和哲	362-0014	上尾市本町1-5-20	048(773)8171	048(773)8175
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 小山 昇	330-0061	さいたま市浦和区常盤9-5-8 トキワビル 武蔵野環境整備㈱ 内	048(831)9667	048(822)7510
一般財団法人 埼玉県建築安全協会	理事長 桑子 喬	336-0031	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	048(865)0391	048(845)6720
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 星野 博之	〃	〃	048(864)9731	048(838)9490
埼玉県地質調査業協会	会長 越智 勝行	〃	〃	048(862)8221	048(866)6067
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 根岸 俊介	336-0017	さいたま市南区南浦和3-17-5	048(882)7993	048(883)3500
一般社団法人 埼玉県設備設計事務所協会	会長 金子 和巳	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-10-4	048(864)1429	048(866)5385
埼玉アスファルト合材協会	理事長 島村 健	336-0031	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	048(838)5636	048(816)9415

賛助会員

一般社団法人 さいたま市建設業協会	会長 斎藤 恵介	336-0031	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	048(863)3203	048(863)1794
特定非営利活動法人 埼玉県建設発生土リサイクル協会	理事長 戸高 康之	336-0031	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	048(839)2900	048(839)2901

埼玉建産連研修センター

研修・会議にご利用ください



[所 在 地]さいたま市南区鹿手袋4-1-7

[電 話]048-861-4311

[ホーム ページ]<http://www.sfcc.or.jp/>

[E - M]k-center@sfcc.or.jp

[会 館 時 間]午前9時～午後5時(月～金)
※どなたでもご利用いただけます

武蔵浦和駅東口から花と緑の散歩道(遊歩道)を歩き、約10分で到着します。

埼玉建産連研修センター簡易料金表

会議室名称		料金区分		午前	午後	全日
		最大収容人員		9:00~12:00	13:00~17:00	9:00~17:00
3階	大ホール	椅子席のみ 机席 (2人掛)	390人 3人掛け (2人掛け) 270人 180人	¥41,500	¥46,500	¥62,500
2階	200会議室	机席	3人掛け	153人	¥28,000	¥35,000
	201会議室	机席	3人掛け	99人	¥15,500	¥17,500
	202会議室	机席	3人掛け	45人	¥8,000	¥9,000
	203会議室	コの字	3人掛け	15人	¥4,000	¥4,500
1階	101会議室	机席	3人掛け	104人	¥17,500	¥19,500
	102会議室	コの字	3人掛け	15人	¥3,500	¥4,000
	103会議室	机席	3人掛け	61人	¥11,500	¥12,500
	特別会議室	口の字		24人	¥11,000	¥12,500
						¥16,000

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきま
すようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、こ
の条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属し
ます。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況
とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害につ
いても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可
無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記
の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成24年4月